

検討アジェンダ（案）に対する意見招請結果
及び
これに対する考え方

平成17年12月21日
総合通信基盤局
料金サービス課

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する検討アジェンダ（案）に対する主要意見とこれに対する考え方

全般的な意見

提出者	意見	考え方
CIAJ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 競争ルールについては、これまで競争の促進、事前規制から事後規制への転換等を進めてきた結果、相応の成果を上げてきたが、今回の検討にあたっては、この基本的な考え方は堅持されるべき。政府の役割は民間活力を最大限に引き出すという立場に基づき、<u>通信政策における政府関与も必要不可欠な項目のみとし、最小限に止めるべき。</u>関連分野に幅広く目配りして検討を行い、情報通信の発展に伴って生ずる制度の矛盾や遅れを正すことは有意義だが、国内情報通信産業の活性化を阻害しかねない対応には慎重であるべき。 ■ 通信事業者が各々厳しい競争関係におかれる中で、国家安全保障や、国民の安心・安全／産業の共通インフラ保持などの視点に基づくネットワークの構築、維持が必要。「我が国の通信ネットワークの在り方」に関して、<u>ネットワークの性能／品質／セキュリティ対応力などの要件確保に加え、透明性のある料金水準を維持しながら通信ネットワークへの投資継続性をどう担保していくのか等の視点が重要。</u> 	<p>本懇談会における議論全般の参考とする。</p>
イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ 政策目標と規制当局の役割 懇談会等で今後行われる検討においては、議論の発散を防ぐため、<u>政策目標を明確にすべき。</u>また同時にそのような政策目標を実現するために<u>規制当局が果たすべき役割についても明確化すべき。</u> <ul style="list-style-type: none"> ● 弊社が考える政策目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ ユビキタス社会の実現に向けた競争環境下での次世代ネットワークへの投資促進 ・ アクセス網の高度化のプロセスについて ● 弊社として期待したい規制当局の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な競争環境の確保 ・ 競争事業者の投資決定のための不確実性の低減 ■ 次世代ネットワークの投資促進に対する検討 IP化の進展に対応した競争政策を検討するうえでは、議論の発散を防ぐ意味で次世代ネットワークを軸に据えた議論を行うことが適切。中でも、本年11月9日に発表されたNTTの中期経営戦略では、具体的な内容は示されていないながらも、<u>NTTの次世代ネットワーク構築のプランが示されているが、その計画の他通信業者及び消費者に与える影響は大きく、日本における通信市場の競争環境を根本的に変える可能性があるため、特に検討対象の中心に据え、次世代ネットワークへの移行を想定しつつ持続的な競争環境を維持していくか、検討を行うべき。</u> <ul style="list-style-type: none"> ■ NTT中期経営戦略に関する以下の事項を最初に整理することが必要。 <ul style="list-style-type: none"> ● 次世代ネットワークの実態と技術的・経済的性質（効率的かつ維持可能な競争の可能性）の検証 ● 次世代ネットワークへの相互接続の形態及び可能となるアンバンドル要素等の検証 ● 次世代ネットワークにかかるボトルネック性及び市場支配力の検証 ■ フレームワークの議論を行ったのちに、旧来なネットワークもしくはサービスから次世代ネットワークへの移行をどのように進めるかについて、「ユーザの移行の方法」、「接続料金のあり方」及び「料金規制のあり方」などを主論点として議論する必要がある。 ■ アクセス網の高度化 <u>アクセス網の高度化については、本来は物理層レイヤーにおける事象のため、次世代ネットワークとは切離した課題として整理し検討項目とする必要がある。</u> ■ 継続的な競争環境の確保 	<p>同上</p> <p>次世代ネットワークに関するご指摘については、2(6)「次世代ネットワーク構築に向けた環境整備の在り方」における議論の参考とする。 NTT中期経営戦略に係る競争政策上の検証は2(4)②「NTTグループに係る公正競争要件の在り方」等で行う。</p> <p>アクセス網の高度化についても、2(6)「次世代ネットワーク構築に向けた環境整備の在り方」において検討する。</p> <p>ご指摘を踏まえ、2(4)②「NTTグルー</p>

	<p>特に NTT の中期経営戦略の発表内容に対しては、多くの事業者からも NTT グループの市場支配力強化に対する懸念が表明されている。</p> <p>NTTグループの在り方と公正競争の確保については、アジェンダに加えることを希望。</p> <p>■ 競争政策のツールの有効性の検証 現在の競争政策のツールが、今後有効に機能していくかどうかについても検証することが必要。</p>	<p>ブに係る公正競争要件の在り方」を追加。</p> <p>競争政策の有効性の定期的な検証は極めて重要であり、例えば 2(1)②「市場環境の変化に即した接続ルールの柔軟な見直し」の中で検討する。</p>
フュージョン	<p>■ 通信自由化から 20 年が経ち新電電各社(以下、「接続事業者」という)も局所的(特定地域の特定業務)では競争事業者の役割を果たしているが、NTT グループ(以下「NTT」という)の公社時代から築かれたインフラ及びそのサービスブランドの価値は高く、その電気通信業界での存在は圧倒的。</p> <p>■ 2005 年 11 月 9 日、NTTはグループの再々編に向けた具体策を発表しており、その中で固定系と移動帯系とのシームレスなサービス提供という基本コンセプトがあったが、これはNTTの 1 社体制に回帰することを意味するもの。NTTの今後の在り方も視野に入れた上で、通信市場の公正な競争を促進する適切なルールが作られることを要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>NTT持ち株会社と各事業会社を完全に資本分離することで競争を促進させる</u> NTT は 1999 年に分離分割されたが、持ち株会社と傘下の各事業会社は資本で結ばれているため、実質的には 1 社体制と変わらない。電気通信事業者間の公正な競争を促進するには、電気通信事業のボトルネック設備を有する会社が、NTT という特定グループの内部に存在している、そのボトルネック設備と接続なしにサービスを提供できない接続事業者との公正な競争には限界がある。このためにもグループ会社間の資本分離が不可欠。 ● <u>アクセス回線及び収容局舎利用の中立性について</u> 現在、地域会社が有するアクセス回線及びその収容局舎を管理・運営する部門のみを地域会社から分離独立させることを提案します。この組織は電気通信サービスを提供せずにファシリティの提供のみを行う。これによりその設備を利用して電気通信サービスを行う場合、NTT系事業者及び接続事業者は同等の利用条件になる。 ■ <u>活用業務の認可について</u> これまで、NTT東日本・西日本(以下、「地域会社」という)が申請された活用業務については、条件付きながら全て認可されている。その申請時点においては、地域会社の市場支配力が小さいこと及び接続事業者も同様のサービスを既に提供しているか、可能な接続条件があるとの理由。地域会社の業務区域の原則は指定された県内業務であり、例外的に活用業務として県間・国際通信業務が認められることであると思われるが、昨今の地域会社におけるひかり電話のエリア拡大(戸建住宅向けにおいては、サービス開始当初は政令指定都市の一部のみの提供であったが、約半年間で地方都市に至るまで提供を拡大しており、非常にスピーディーなエリア展開を実現している)は、アクセル回系設備(電柱・管路等も含む)及びアクセス回線の収容局を所有する地域会社であればこそ可能なこと。このサービスが今後拡大することで、地域会社の県内業務の意味がなくなりつつある。 ■ 今後の固定・携帯サービスの融合に際して、地域会社(第 1 種指定電気通信設備)とNTTドコモ(第 2 種指定電気通信設備)が連携を主張しているが、固定系・移動体系におけるドミナント同士の連携サービスには、原理原則の原点に立ち帰った検討をお願いしたい。 	<p>NTT グループの資本分離や構造分離に関する意見については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」や 2(4)②「NTT グループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。</p> <p>NTT 東西の活用業務認可については、2(4)②「NTT グループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。</p> <p>固定・携帯サービスの融合については、意見を踏まえ、2(2)①「指定電気通信設備制度の枠組み」の検討項目例として「第一種指定電気通信設備を有する事業者と第二種指定電気通信設備を有する事業者による FMC サービスの提供を念頭に置いた指定電気通信設備制度の在り方」を追加。</p>
ポータフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ これまで総務省にて推進されてきた競争政策は、日本の電気通信市場の発展に大きく寄与してきた。弊社は、電気通信市場において IP 化が進展したとしても、競争促進および市場の発展・成長を維持し続けるために適切な規制環境を維持することが重要であると考え。よって、弊社は、競争促進および市場の発展・成長を確実なものとするために最適な政策の在り方について検討するという本懇談会の趣旨に賛同。 ■ 検討に際しては、次のような規制政策に関する基本的な考え方を引き続き適用することが重要。 <ul style="list-style-type: none"> ● 独占禁止法および電気通信事業法等既存の法令による適切な対応が困難であるような、明白な「市場の失敗」が存在して 	<p>本懇談会における議論全般の参考とする。</p> <p>なお、レイヤーを縦断する市場支配力濫用の可能性については、2(1)③「垂直統合型のビジネスモデルにおける市場支配力と公正競争確保の在り方」におい</p>

	<p>いる（もしくは発生しうる）のか否かを確認する。そして、「市場の失敗」が存在、もしくは発生する可能性があり、かつ規制によりもたらされる便益が規制によるコストを上回る場合にのみ、電気通信事業法に基づく新たな規制を適用する。その場合、新たな規制の制定や規制の改定は、問題の特性や程度に応じ、最小限のものとしなければならない。</p> <p>このアプローチに従うと、<u>規制の焦点は、ボトルネック設備を有する支配的事業者、コンテンツ・アプリケーションレイヤーまたはプラットフォームレイヤーにおいて市場支配力を有する事業者に対して当てられるもの</u>と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 本懇談会において、主に以下の点について重点的に議論を行って頂くことを希望。 <ul style="list-style-type: none"> ● IP化が進展しても、ボトルネック設備を有する支配的事業者に対する規制は引き続き維持。 ● NTTグループより公表された「NTTグループ中期経営戦略の推進について」に基づくNTTグループ内の連携の強化が、公正競争上の問題を新たに引き起こさないように対応する。 ● IP化の進展に応じて、コンテンツ・アプリケーションレイヤーまたはプラットフォームレイヤーという電気通信事業分野以外の重要性、および電気通信事業分野と電気通信事業分野以外を縦断するビジネスモデルの比重が高まることが考えられるため、<u>電気通信事業分野以外における市場支配力が、電気通信事業分野における競争に対して及ぼす影響の度合いを検証する。</u> 	<p>て検討する。</p> <p>支配的事業者に対する規制の在り方については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」において検討する。</p> <p>NTT 中期経営戦略に係る競争政策上の検証は2(4)②「NTT グループに係る公正競争要件の在り方」等で行う。</p>
--	--	---

1. IP 化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方

(1) IP 化の進展に伴う競争環境の変化

項 目	提出者	意 見	考 え 方
① ブロードバンド時代のビジネスモデルに係る分析の枠組み	CIAJ	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP 化の進展に対応した競争政策を検討するに際し、新たな事業者の参入を促す等、事業者間の公正な競争を担保できるような、以下の視点が重要。 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>物理網レイヤーや通信網サービスレイヤー等、レイヤー毎の政策を構築し、自由かつ公正な競争条件の確立。</u> ● <u>公正な競争条件確立に当たっては、従来の通信サービスの範囲内での取り組みに留めるべき。</u> 	本項目における議論の参考とする。
	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>レイヤー型競争モデルを元にした検討については適当。ただし、全てのレイヤーを包含する支配的通信事業者と非支配的通信事業者が 2 極化していくことにより支配的通信事業者だけが生き残るといった構造を回避する構造が必要。</u> 	同上
	ACCA	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービスの多様化を促進するという面から、レイヤー型競争モデルを基にしつつ検討するのは望ましい。しかし、<u>コンテンツ等のアプリケーションレイヤーについて電気通信事業として扱うのか、特に放送・映像については慎重に検討することが望まれる。</u> 	同上
	NTT ドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「レイヤー型競争モデルを基にしつつ今後の競争ルールの在り方について検討するアプローチ」自体は適当だが、そもそも競争ルールを論ずるにあたっては<u>需要者側の視点が重要であり、かかる視点からのアプローチを取るべき。</u> 	同上
	CTC	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>垂直的統合型のビジネスモデルを前提にする場合、既存網やIP網の各レイヤーで市場支配力を有する事業者が、その優越的な地位を濫用しないようなルール作りが必要。</u> 	同上
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>多様な事業者による多様なビジネスモデルでの競争を促進することが、電気通信産業の健全な発展を実現。従って、レイヤー型の競争モデルによる競争ルールというアプローチに賛同。</u> 	同上
	SBB・JT	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>レイヤー間での市場支配力の影響について分析する必要があることから、このアプローチは妥当。</u> 	同上
	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後、垂直統合型等従来にないビジネスモデルが出現していくことが期待されるが、具体的なビジネスモデルを検討しようとするれば、さまざまなレベルのものが混在せざるをえず、議論が発散する可能性がある。<u>特定のビジネスモデルとその競争環境についての議論があるのではなく、一般的なアジェンダ</u> 	同上

		とするのならば、議論の重要性は低い。	
NTT 東 日本・西 日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ ブロードバンド市場は、独占から競争へと移行した電話市場とは異なって、はじめから競争市場であり、県内／県間といった市場区分のない IP ベースのネットワークや、DSL・光ファイバ・CATV・広帯域無線等の多様なアクセス技術によってサービスが提供されており、更には、固定／移動、通信／放送といったサービスの融合化が進みつつある等、これから大きく変化・発展していく可能性を秘めた市場である。 ■ 各事業者は、自らの強みを生かしながら、創意工夫によって、例えば広告等他分野のビジネスと組み合わせる等、従来の通信の枠組みに止まらない業種業界を跨るビジネスモデルを新たに構築・展開しようとしているところ。 ■ IP時代の市場構造を理解するうえで、レイヤー型のモデルを用いて、アクセス・ネットワークレイヤだけでなく、上位レイヤーからの影響等も含め、多角的な視点から検討するアプローチ自体には意味があると考える、上述のとおり、今後どのようにブロードバンド市場が発展し、どのようなビジネスモデルが新しく登場し、また、移り変わっていくのか、全く予測がつかない現在の状況の下では、<u>特定のモデルを用いて競争政策の在り方を議論することは非常に困難。</u> ■ <u>ブロードバンド市場は、電話市場とは異なって、これから各事業者の創意工夫によって発展していく市場であることから、規制ありきではなく、各事業者の自由な事業判断に委ねることが適当。</u> ■ 電話時代の競争ルールがブロードバンドサービスにそのまま適用されているため、ブロードバンドサービスの競争に支障が生じているものについては、全体的な議論とは切り離して、早急に見直していただきたい。 	レイヤー型競争モデルと競争ルールの在り方を明確にするため、1(1)①「ブロードバンド時代のビジネスモデルに係る分析の枠組み」において、「レイヤー型競争モデルはあくまで垂直統合型のビジネスモデルを分析することを目的とする手法であり、これを基に垂直統合型のビジネスモデルに一義的に規制を加えること等を意図するものではない」ことを明記した。	
ウィル コム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 競争政策の検討の前提として、どのような形で各々の市場を定義するかが極めて重要な要素。については、<u>市場の定義にあたっては、各市場における競争が有効に働くよう、十分な議論をしていただきたい。</u>今後の競争政策においては、垂直統合型のビジネスモデルの比重が高まる中でも、各レイヤー（市場）毎に公正競争が確保できる環境の整備を行うべき。具体的には、<u>各レイヤーにおいて市場支配力を有する事業者が存在する場合や、エッセンシャルファシリティが特定の事業者によって占有される場合には、ある一定の条件の下にオープン化を実施する等の検討が必要。</u> 	ドミナント規制や回線の開放義務に係る問題については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」で議論する。	
ボーダ フォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP化の進展を考慮した場合、レイヤー型ビジネスモデルによる検討は、新たな問題点を見つけ出す<u>二つの手段</u>。しかしながら、IP化が進展したとしても、総論にて記載した規制政策に関する基本的な考え方を変えるべきではない。 ■ IP化の進展により、事業者がネットワークレイヤー、コンテンツレイヤーなど複数のレイヤーに跨り事業を展開するなど、ビジネスモデルは多様化。そのような環境においても、<u>従来からのボトルネック設備や市場支配力の有無に着目した検討を継続する必要がある。</u> 	同上	
日本 CATV 連 盟	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP化の進展に伴う競争環境の検討においても、<u>NTT問題は不可避の課題。</u>NTTは、国が三分の一以上の株式を保有する特別法による特殊会社であり、明治以来その特権的地位により電話債権、工事負担金や高い遠距離通話料によって構築した通信インフラと技術をもっている。NTTが、自らあるいは支配する会社をして、IP化を何の規制もなく全国レベルで行った場合、これに対抗できる通信・放送会社は一社もない。したがって、<u>ドミナント規制、回線の開放義務等は今後も継続されるべき。</u>また、ドミナント規制の緩和・撤廃等が議論の対象となる場合は、<u>国民・視聴者のために国会等において広く議論がなされるべき。</u> 	ドミナント規制や回線の開放義務に係る問題については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」で議論する。 なお、NTTグループの資本分離や構造分離に関する意見については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」や 2(4)②「NTTグループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。	
フュー	<ul style="list-style-type: none"> ■ ブロードバンド時代のビジネスモデルに係る分析の枠組みについてレイヤー型競争モデルを基にしつ 	競争政策の有効性の定期的な検証は	

	ジョン	<p>つ今後の競争ルールの在り方について検討するアプローチは<u>適当</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ IP化の進展に伴い、ネットワーク構造はより一層細分化、複雑化していくと想定。例えば、音声・データ・映像などネットワーク上で提供されるサービスも多様化し、その融合もますます発展。それを踏まえて、通信サービスとして規制対象となっている範囲を見直し、<u>市場の変化に対応した競争ルールの在り方を検討する必要がある</u>。 	極めて重要であり、例えば 2(1)②「市場環境の変化に即した接続ルールの柔軟な見直し」の中で検討する。
② IP ベースのネットワーク構造に係る移行プロセス	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP網への移行は、将来的には全ての通信網がIP網に置換されると考えますが、段階的変化については、NTT地域のIP化計画に依存し、PSTN網とIP網は相当期間において併存。 ■ <u>ネットワーク構造の変化を踏まえた検討については適当</u>。 	本項目における議論の参考とする。
	CTC	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存網からIP網への移行に際しては、現状の「<u>既存網で市場支配力を有する事業者が存在</u>」していることを前提としたうえで、公正競争が確保されるような移行プロセスの検討が必要。 ■ 既存網とIP網の併存は基本的には非効率であるため、IP網への移行が迅速に行われるためのインセンティブを考慮する等、社会的な提供コスト削減の観点からの検討も必要。 	同上
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次世代IPネットワークにおいては、サービスとトランスポート等、<u>ネットワーク構造上もレイヤーの分離が進展</u>。 ■ IP化の進展に関して、エリア展開（都市→地方等）や、サービス融合（固定・移動融合、通信・放送融合等）がどのような段階を経て進んでいくのかという視点からの検討も必要。 	同上
	NTT 東日本・西日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP ベースのネットワークは、既存電話網とは別のネットワークとして、ブロードバンドサービスのために新しく構築していくものであることから、当初から、電話時代の競争ルールではなく、ブロードバンド時代に相応しい新たな競争ルールの適用を希望。 	同上
	ウィルコム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本検討は、2010 年以降の IP 化を見据えたものだが、現実には、既存網から IP 網への移行は段階的に進んでいくものと思われ、また更なる技術革新も行われる可能性がある。 <p>従って、IP化の進展に対応した競争ルールの在り方を検討するにあたっては、<u>既存網からIP網への移行状況を注視しながら、既存サービスにおいて不利益が生じないよう、慎重かつ柔軟なルールの検討を希望</u>。</p>	同上
	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者間のネットワーク構成は、IP化の進展に伴い、多様なネットワーク構造に変化していく可能性がある。また、当面の間、既存のネットワークとIPベースのネットワークが共存し、全体的には徐々にIPベースのネットワークに置き換わるものとする。このような移行期においては、<u>IP網における相互接続点の在り方や各種サービスの移行に関して、どのように対処するか検討することが重要</u>。 	同上
	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「IP化」が具体的にどのようなネットワーク構造変化を意味しているのかについてのコンセンサスを与えることは、その動向に対応した競争政策を議論するうえでも必須。その議論においては、NTTの中期経営戦略で発表された次世代ネットワークの時系列的な構造を明らかにした上で、<u>消費者や他事業者の既存サービスや将来計画への影響を中心に議論すべき</u>。 	<p>本項目における議論の参考とする。</p> <p>なお、NTT 中期経営戦略における次世代ネットワークに関する事項については、2(6)「次世代ネットワーク構築に向けた環境整備の在り方」において検討する。</p>
	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報通信審議会の下の「IP ネットワーク設備委員会」で検討している IP 相互接続に関する技術的条件の策定及び制度課題についての検討が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ● 技術的条件 <ul style="list-style-type: none"> ・ インタフェース条件、番号ポータビリティ等、既存機能の具備、接続形態、信頼性 等 ● 制度課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料の算定、設備の開放 	2(6)「次世代ネットワーク構築に向けた環境整備の在り方」において、ご指摘の情報通信審議会における技術的課題の検討と本懇談会における検討とのミッションの違いについて明確化を図った。

		他事業者がIP網を整備するには、電電公社時代に構築された設備の開放が不可欠。 ・光ファイバ（加入者回線／県内中継回線）、NTT 局舎（コロケーション）	
③ その他「競争環境の変化」として考慮すべき事項	日本CATV連盟	■ 現時点で既に複数事業者によるIP技術を利用した通信サービスが提供されている中で、今後提示されるルールの適用範囲が新たなサービスに関する項目か、既存サービスに関する項目かを明確にするが必要。 また、ルールが策定されるまでの期間のIP技術を利用した通信サービスが既成事実として、ルール作り足かせにならぬように位置づけることが必要。	1(2)「競争政策に関する基本的視点」における議論の参考とする。
	富士通	■ 「競争の促進を通じて、新規参入を促し、市場の活性化を図る」という基本方針を維持しつつ、その時々々の市場に応じた柔軟な競争ルールを考えるべき。 ■ 市場原理に基づく競争の進展状況に加え、「u-Japanの実現」「ユニバーサルサービスの維持」「ブロードバンドにおけるデジタルディバイドの解消」等、国として進めるべき産業政策・社会政策の実現と、競争ルールの在り方との関係についても考慮すべき。 ■ 事業法の対象となるのか定かではない新しい技術やビジネスモデル（例：スカイプ）と、事業法が対象とする通信サービスとの関係も考慮すべき。	同上
	YOZAN	■ PSTN 網と IP 網が混在する中で、相互接続についても考慮が必要。	2「今後の接続政策の在り方」において議論・検討を行う。
	SBB・JT	■ 「現行の問題の総括」をアジェンダに追加すべき。 [理由] 現行制度は、現状の競争環境下において、公正競争の確保およびユーザの利便の向上という観点からは万全なものとはいえないと認識。競争環境の変化を考慮するにあたっては、まず現状の問題の洗い出しを行うべき。	2(1)①「電気通信事業分野におけるこれまでの接続ルールの検証」及び 3(1)①「電気通信事業分野におけるこれまでの料金政策の検証」において議論・検討を行う。
	ボーダフォン	■ NTTグループがグループ内の連携強化の動きを見せていることについて考慮すべき。NTTグループは、「NTTグループ中期経営戦略の推進について」において、NTTグループが一体的な営業を行い、IP電話サービス運営の一元化、固定・移動体間のIPベースのシームレス化、請求のグループ内一元化を含めた販売・サポート面での一元化の促進などについて検討することを公表。こうしたNTTグループの連携強化の動きは、固定電話市場および移動電話市場におけるドミナンスをさらに強化するもの。既存のルールが公正競争確保のために十分であるか、またNTTグループの市場支配力の新たな分野への拡大を防ぐためにNTTグループ各社間の更なる資本分離や構造分離が必要かについて改めて検討すべき時期に来ている。	NTTグループの資本分離や構造分離に関する意見については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」や2(4)②「NTTグループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。
	KDDI	■ 競争の舞台は、中継サービス領域からアクセス領域に移行。 ■ IP化の時代を迎え、設備コストの大半がアクセス部分に集中するため、アクセス部分の独占性は一層高まる。従来以上にアクセス部分での独占性の弊害を除去する必要がある。 ・ NTT 東西のボトルネック性（市場支配力の源泉）は、各市場に影響を及ぼすおそれあり。 ⇒ NTT東西のボトルネック性は、隣接市場（ISP等上位レイヤを含む）に影響を及ぼすおそれがあるため、こうした観点からも検討すべき。 ・ NTT 東西の県間進出にあたっては、ラストワンマイル及び県内設備の開放を徹底すべき。 他事業者が IP 網を整備するには、電電公社時代に構築された設備の開放が不可欠。 ・ 光ファイバ（加入者回線／県内中継回線）、NTT 局舎（コロケーション） ・ FMC 等のグループ連携：公正競争上の懸念。 ・ 固定電話分野での市場支配力が隣接市場に影響を及ぼす可能性あり。	2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」における議論の参考とする。
KVH	■ 複数のレイヤーを縦断する垂直統合型の比重が高まっている昨今において、レイヤー型競争モデルを	2(1)③「垂直統合型のビジネスモデル	

		<p>基にしつつ今後の競争ルールの在り方について検討するアプローチは適当。通常の製造業におきましては、川下から上流行程までを垂直統合するのは、ビジネスの効率的運用の観点から必然とも考えられるが、ことIP化の進んだ社会においては、電気通信の基礎レイヤーからアプリケーションレベルまでの統合を許すのは、社会インフラからマスメディアに至るまでの支配にもなりかねず、また、トリプルプレイ（通信、放送及びインターネット等の集中融合）等避ける観点から、今後この件についての競争ルールをご検討することは、重要なアジェンダのひとつ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ IP化の進展に伴い、ネットワーク構造は今後、サービス毎に分散的で様々なプロトコルが並存するネットワーク構造から、IPプロトコルを中心にしたサービス横断的で重層的なネットワークへと時系列的に変貌。これにより、指摘のとおり、これに対応した公正な競争ルールの検討は、喫緊の課題。 	における市場支配力と公正競争の在り方」における議論の参考とする。
--	--	---	----------------------------------

(2) ブロードバンド市場における競争政策の基本的視点

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
① サービス競争と設備競争の関係	QTN	<ul style="list-style-type: none"> ■ ネットワーク設備を借りてサービスを提供するサービス競争事業者は、設備投資のリスクを負わず、垂直統合型のサービスモデルにより、トータルで収益を確保できることから、ネットワーク設備部分のコストを度外とした競争状況に発展していくことを懸念。 ■ 自らネットワーク設備を構築してサービスする設備競争事業者は、ネットワーク設備投資リスクを負った上で、ネットワーク設備部分で収益を確保する必要がある。 ■ ネットワーク設備を自ら構築し、設備競争を推進していく地域通信事業者にとっては、適正なコスト回収が図られ、地域への設備投資のインセンティブが働く政策を検討する必要がある。 	本項目における議論の参考とする。
	日本CATV連盟	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービス競争はNTTが回線の開放義務を継続することが活性化の要因。 ■ IP技術を利用して通信サービスを提供する事業者のサービスグレードは、その事業規模、投資規模、対象ユーザ、対象地域、サービス展開時期等の要因、更にはIP技術の発展の伴い、多種多様となることが予測される。したがって、IPサービスグレードの規定等の施策とともに、ユーザにとってのサービスグレードごとの競争ルール、相互接続ルールが策定されるべき。 	同上
	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ ネットワーク設備を有する事業者の場合は、設備投資リスクを有していることから、ネットワーク設備を有しない事業者との競争優位性は低下するもの。自由競争を発展させるためにも、<u>電気通信設備を所有することによる過度な規制は回避する必要がある。</u> 	同上
	ACCA	<ul style="list-style-type: none"> ■ 技術進歩により「設備競争」は落ち着き、当該設備を使用してどのようなサービスを提供するのかという「サービス競争」の比重が高まると考えている。 設備の有効活用等も考慮すると、VNO等パーチャル形態でのサービス提供が柔軟に行えるよう、<u>設備開放は継続して必要。</u> ■ また、特定の事業者が特に有利又は不利に取り扱われることのないようドミナント規制については<u>まだ必要。</u> 	同上
	NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「サービス競争」と「設備競争」のバランスを考える大前提として、設備投資インセンティブを如何に促進していくかという視点が<u>必要。</u> ■ 投資インセンティブを確保できる市場環境が整備されたその上で、サービス競争と設備競争のバランスを考えていくべきですが、市場の劇的な変化（パラダイムシフト）を鑑み、<u>規制ありきの視点ではなく市場における自由な競争を基本とする視点に立ち議論が行なわれるべき。</u> 	同上
	CTC	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>市場支配力は、「設備」だけではなく、「サービス」にも発生し得るため、それぞれの視点で競争が有</u> 	同上

		効に機能するか検証する必要がある。	
富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通信インフラは社会・産業の基盤であり、IT分野における日本の国際競争力向上にとっても重要である。従ってサービス競争促進の結果として、インフラ投資やインフラ高度化に向けた事業者の研究開発投資の意欲を削ぐことがないよう配慮することが重要。 ■ インフラの高度化・全国展開については、競争に拠って進める部分と、国家政策として積極的に進める部分があると思われる。その前提で、最終的には経済合理性に即した範囲での設備競争が進展するように政策設計すべき。 	同上	
NTT 東日本・西日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ ブロードバンド市場では、各事業者が、まさにこれからIPベースのブロードバンドネットワークを構築するために技術開発や設備構築を行っていく段階にある。こうした段階においては「サービス競争」の基盤となるブロードバンドネットワークの構築を競争下で推進するための「設備競争」を促進することによって、設備構築事業者によるネットワークの高度化、多種多様な付加価値あるブロードバンドサービスの普及・拡大、更には、我が国の技術開発の国際競争力の向上を図るといった競争政策を採用することが適当。 ■ 例えば、構築した設備の貸出条件を設備構築事業者のビジネスベースの事業判断に委ねる等、設備構築事業者の投資インセンティブを高めることが必要。 	同上	
NTT コム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「サービス競争」と「設備競争」のバランス論でなく、それぞれの競争環境の整備が必要。その競争環境は、原則自由競争として市場原理に委ねられるべきであり、例外的にオープン化等の規制が必要な場合には、その規制により自由競争が損なわれないよう、適正なコスト負担を担保する仕組みが必要。 	同上	
フュージョン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「サービス競争」と「設備競争」のバランスについて、ブロードバンド市場に関して言えば「サービス競争」をより一層進展させることがよい。NTTが電気通信事業を独占していた時代に構築した設備に開放義務を課し、接続事業者の参入を促すことが必要。またサービス競争原理が正常に働かないのであれば、例えばNTTからアクセス回線部門を切り離し、接続事業者と平等に利用できるような環境を整えることが必須。 	同上	
ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP化の世界においては、設備競争とサービス競争の違いがあまり重要ではなくなる可能性もある。よって、競争施策を検討するにあたっては、その違いを過度に意識することなく総体的に競争を促進することを重視すべき。尚、NTT東西は、加入電話の線路基盤である電柱・管路等を実際に保有しているという点等で、依然として設備構築面で圧倒的に優位な立場にあるという状況は変わっておらず、IP化の進展が進む中でも、NTT東西のボトルネック設備等のオープン化は引き続き必要。 	同上	
イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービス競争と設備競争とのバランスを判断するために最も重要な要素は設備のボトルネック性。従いましてこの議論を行う際には、NTTの中期経営戦略の内容と前項で提起されているIPベースのネットワーク構造を考慮したボトルネック性の評価の議論が必要。 	同上	
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各事業者が自ら設備を構築して事業展開する／つまり設備競争が基本。 ■ しかしながら、特に固定網は元々独占から始まったという歴史的経緯があり、独占的事業者が線路敷設基盤を支配。実際、地下埋設管路等が高い独占性あり。光ファイバ敷設のためにも、これら線路敷設基盤を利用することとなるが、独占的事業者は既存メタル回線のリプレースで済むのに対し、競争事業者は、事実上、競争的な敷設／サービス展開は不可能。こうした事情から、独占的事業者の加入者回線等、不可欠な設備を開放し、相互接続等によりサービス競争を促進することは、ユーザ利便の向上のために必須。 ■ 一方、移動体については、後発事業者でも自ら設備構築が可能であり、各事業者がゼロから設備を構 	同上	

		築してきた実績あり。電波も開放が進み希少性が低減。こうした事情から設備の競争を促進すべき。	
	SBB・JT	<p>■ 「IP化の進展の中でもボトルネック設備として残るとと思われる設備の評価」をアジェンダに追加すべき。</p> <p>[理由]「サービス競争」と「設備競争」のバランスを考える上では、IP化の進展においても、ボトルネック設備として残るとと思われる設備の評価が必要。加入者回線（管路・電柱・局舎などのインフラ含む）などは、IP化が進展してもなお他事業者が「設備ベース」で対等な競争が困難と認識しており、十分留意すべき。</p>	2(2)②「第一種指定電気通信設備の範囲」において議論・検討を行う。
	KVH	<p>■ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法が設立した昭和59年以降、様々な規制緩和政策が採られたため、また、新規参入事業者の参入も寄与した結果、「サービス競争」は、「設備競争」と比較すれば競争が進展し、世界で最も進んだブロードバンド先進国になったことは非常に喜ばしいが、「設備競争」が進展したとはいえない。確かに、ある地方では、光ファイバ設置率だけを見るとNTT地域通信会社と匹敵するような設置率を誇っている通信会社もあるが、光ファイバにメタル回線を追加して、その設備比率を考察すれば、依然としてNTTグループ設備のボトルネック性は高く、日本の電気通信事業は同グループのボトルネック設備にその多くを依存しており「設備競争」は進展しているとはいえない。このような現状にもかかわらず、ボトルネック設備事業者の「光ファイバの開放義務を撤廃し、自由な値付けで他社に貸し出しをしたい」とのご意見は、賛同しがたい。むしろ、真の設備競争を進展させるためには、ボトルネック設備を有している事業者が、グループ企業全体として相変わらずドミナント的な存在であり続けること、すなわち、公表されているNTT地域の接続会計によれば、同社の設備の最大のユーザは、同社自身であるといった現象は、「設備競争」のみならず、「サービス競争」にとっても、重大な阻害要因になることから、<u>同グループの資本分離を含めた完全分割を懇談会での検討を希望</u>。英国においては、BTのアクセスサービス部門が独立し、しかも独立部門は、BTという名前を利用できないという決定がなされたときいているが、日本においても参考にすべき事例。</p>	NTTグループの資本分離や構造分離に関する意見については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」や2(4)②「NTTグループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。
② 競争中立性と技術中立性の確保の在り方	日本CATV連盟	<p>■ 競争の中立性を検討するにあたり、<u>広域サービス提供事業者と地域限定サービス提供事業者とを一律に扱うことが公正かどうかを検討する必要。</u></p> <p>■ <u>電話番号政策の中立性確保も課題。</u></p>	本項目における議論の参考とする。
	CIAJ	<p>■ IP化の進展に対応した競争政策を検討するに際し、新たな事業者の参入を促す等、事業者間の公正な競争を担保できるような、以下の視点が重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 特定の技術や、特定の事業者のみが有利にならないような政策を策定する。 	同上
	CTC	<p>■ 公正競争確保のため、競争中立性と技術中立性の確保は、重要な視点。</p>	同上
	富士通	<p>■ 技術中立性を原則としつつも、ブロードバンドの早期全国展開や、戦略的研究開発政策との整合性を考慮すべき（例：FTTH、WiMAX等）。但し、特定の事業者を有利とするようなことがあってはならない。</p>	同上
	NTT 東日本・西日本	<p>■ これから発展していくブロードバンド市場において、特定の技術やビジネスモデルを支援したり、規制したりする政策は、それ自体が「競争中立性」や「技術中立性」を損ない、競争環境の歪みや技術開発の偏りを助長し、ひいては、我が国情報通信産業のサービス・技術面での国際競争力を弱めかねないため、<u>どのような技術を採用し、どのようなビジネスモデルを構築するかは、各事業者の自由な事業判断に委ねることが適当。</u></p>	同上
	ボーダフォン	<p>■ IP化が進展する中においても、競争ルールの整備において、「競争中立性」と「技術中立性」という基本原則を維持することが引き続き必要。技術の発展により、様々なテクノロジーに基づく各種サービス提供や統合・シームレス化が想定される為、新たな競争ルールを作成する際には、これらの基本原則を確保することがさらに重要。</p>	同上

	イー・アクセス	■ 競争中立性及び技術中立性の確保は重要な課題であります。競争政策のフレームワークの議論を行ったうえで、それを実現する際に留意すべき点という位置づけで議論すべき課題。	同上
	KDDI	■ <u>ブロードバンド市場においても競争中立性と技術中立性の確保は必要。</u>	同上
	KVH	■ 「競争中立性」を確保することは、いうまでもなく重要な点ですが、技術革新の激しい社会において陳腐化しつつある技術につきましても、不利に扱われることのないよう保護してまで「技術中立性」を確保することは、自他ともに認める技術立国である日本にとって好ましくない。よって、 <u>まず望ましい「技術中立性」とは何を指しているのという定義の検討を希望。</u>	同上
	K-OPT	■ 以下、下線部について追加を要望。 〔検討内容〕 電気通信市場における公正有効競争環境を整備し競争促進を図る観点から、競争ルールにおいて、(・・・中略・・・)「競争の中立性」を確保するとともに、(・・・中略・・・)「技術的中立性」を確保することを基本原則としている。IP化が進展する中、これらの原則をどのように確保していくことが適当か。特に、市場支配力を有する東西NTTにおいては、IP化の進展により、活用業務が拡大することが予想される。 <u>現在、「東・西NTTの業務拡大に係る公正競争ガイドライン」で活用業務認可の判断を定めているが、現行においてそれは有効に機能し、かつ、実務運用の面において、その判断基準が遵守されてきたといえるか、さらに、より一層の公正競争確保のために、どのような条件を加味することが適当か。</u> 〔理由〕 「NTTグループ中期経営戦略の推進」は、独占回帰、また活用業務拡大を示唆するもの。競争の中立性(いわゆる公正競争)確保のあり方を議論するためにも、下線箇所の検討内容は必要。また、判断基準の遵守については、現行それをチェックする仕組みがないと認識しており、仕組みとして設けることが必要。	ご指摘を踏まえ、2(4)②「NTTグループに係る公正競争要件の在り方」を追加。
	QNet	■ NTT東西がポトルネックとなるネットワーク設備を安い料金で開放し続けることは、最終的にNTT東西がアクセス設備を独占する状況になることが懸念される。 ■ 自らネットワーク設備を構築する地域の通信事業者については、コストを踏まえた適正な料金が確保できないと、設備投資へのインセンティブは働かない。 ■ <u>地域の通信事業者が適正な料金競争が可能になるような政策を検討すべき。</u>	1(2)①「サービス競争と設備競争の関係」において議論・検討する。 なお、設備投資とコスト回収の関係については、4(1)「通信網増強のためのコスト負担の在り方」に関連。
	YOZAN	■ <u>競争面における上位レイヤーの規制について、該当法律が明確化していないため、整備する必要がある。</u>	必要に応じて1(2)③「垂直統合型のビジネスモデルに対応した公正競争確保の在り方」等において議論・検討する。
	SBB・JT	■ 「IP化が進展する中での技術中立性の在り方」および「標準化の在り方・接続IF等の情報開示の在り方」を追加すべき。 〔理由〕ネットワーク効果によって市場支配的事業者の独占力が強く働くネットワークレイヤーにおいては、競争を促進するためには、「技術的中立性」だけでなく、 <u>同一レイヤーで競争する事業者の相互接続性が重要であり、標準化の在り方や接続IF等の情報開示の在り方の検討が必要。</u>	相互接続性については、2「今後の接続政策の在り方」において議論・検討する。
③ 垂直統合型のビジネスモデルに対応した公正競争確保の在り方	QNet	■ <u>今後垂直統合型のビジネスモデルの比重が高くなることを踏まえ、各レイヤー間の公正競争を確保する視点を加えることは適当。</u>	本項目における議論の参考とする。
	YOZAN	■ <u>適当。</u>	同上
	NTTドコモ	■ 「各レイヤー間の公正競争を確保する等の視点」については、あるレイヤーでの競争状況の影響が他のレイヤーに影響を及ぼしうることは、垂直ビジネスモデルの比重の高まりに関係なく一般に生じうることから、この視点を <u>垂直ビジネスモデルの比重の高まりのみに関連付けるべきではない。</u>	同上
	CTC	■ <u>垂直統合型モデルにおいて、その一部のレイヤーに市場支配力を有している事業者は、他のレイヤー</u>	同上

		<p>においても他事業者に比べて優越的な地位にあると言える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 一部のレイヤーでの市場支配力を他のレイヤーに行使することを排除し、各レイヤーにおいて公正競争を確保することについては、新たな競争ルール策定における重要なテーマ。 	
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公正競争上のボトルネックが現在の物理的なインフラレイヤーからプラットフォームレイヤー等へ変わる可能性もあるため、各レイヤー間のオープン性の視点は重要。 	同上
	NTT 東 日本・西 日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ ブロードバンド市場は、これから各事業者の創意工夫によって発展していく市場であり、必ずしも垂直統合型のビジネスモデルの比重が高まるかどうかは不透明であると考えており、垂直統合型のビジネスモデルの比重が拡大することを前提に、新たな競争政策を検討することは適当でない。 <p>むしろ、垂直統合型のビジネスモデルを志向するのか、オープン型のビジネスモデルを志向するのかは、各事業者の自由な事業判断に委ね、各ビジネスモデル間での競争を促すことにより、市場の活性化を図るような競争政策を検討すべき。</p>	同上
	ウィル コム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 競争政策の検討の前提として、どのような形で各々の市場を定義するかが極めて重要な要素。については、市場の定義にあたっては、各市場における競争が有効に働くよう、十分な議論を希望。 ■ 今後の競争政策においては、垂直統合型のビジネスモデルの比重が高まる中でも、各レイヤー（市場）毎に公正競争が確保できる環境の整備を行うべき。具体的には、各レイヤーにおいて市場支配力を有する事業者が存在する場合や、エッセンシャルファシリティが特定の事業者によって占有される場合には、ある一定の条件の下にオープン化を実施する等の検討が必要。 	同上
	ボーダ フォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ コンテンツ・アプリケーションレイヤーまたはプラットフォームレイヤーにおいて市場支配力を有する事業者が、その市場支配力を梃子にし、関連する電気通信市場に影響を与える可能性の有無について検証する必要がある。そして、影響を与える可能性がある場合には、既存の規制がそれらの問題に適切に対処可能であるか、さらに、対処できない場合は、新たな規制が必要か否かを検証する必要がある。 	同上
	イー・ア クセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ 垂直統合型ビジネスモデルにおけるレイヤー間の公正競争の確保という視点は、特にレイヤーを超えた市場支配力の行使の可能性の観点からぜひ検討を行うべき。（プライオリティA） 	同上
	KVH	<ul style="list-style-type: none"> ■ 垂直統合型のビジネスモデルの比重が高まること、今後指摘のとおりと推定するが、意見募集の末尾に引用されている4つのレイヤーモデルを前提とするのなら、現時点では、物理網レイヤーのみでビジネス提供を行うことは不可能なので、通信網サービスレイヤーと物理網レイヤーを統合してそれ以上の各レイヤー間の公正競争を確保する等の視点を加えるのが適当。これにより、3つのレイヤーを統合してサービス提供することは、メディア独占の弊害を惹起することも考えられるので各レイヤー間の公正競争確保等の視点を加えることが適当であるので、本事項についても検討を希望。 	同上
④ 検討に際しての 時間軸の考え方	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP網への移行が進む過程での政策課題と本格的にIP化が進展した時点での政策課題を区別することは必要ない。本格的にIP化が進展した時点で新たな課題が出た場合、その都度追加する方針を迅速に打ち出すことが重要。 	本項目における議論の参考とする。
	ACCA	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP化過程と本格的にIP化した場合の政策課題は区別して検討することが適当。 	同上
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時間軸で検討することが適当。特にPSTNとIPの併存期間においては、政策的にIP化を促進するのか否かという判断も競争ルールに影響を与える。 	同上
	SBB・JT	<ul style="list-style-type: none"> ■ 移行後のあり方だけでなく、移行段階で、特定事業者の市場支配力が強化される可能性も高いことから、移行段階での競争政策について十分な検討・コンセンサスが必要と認識しており、本論点は妥当。 	同上
	NTT コ ム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 移行過程における政策課題の検討にあたっては、本格的にIP化が進展した時点の競争政策を見据えた現行制度からの経過措置と位置づけ、事業者における競争政策の予見性を担保すべきであり、本格的にIP化が進展した時点で特段の規制等を課すことがあれば、事業者が対応する時間的余裕を十分に確保す 	同上

		べき。	
	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> u-Japan政策において、「2010年には世界最先端のICT国家として先導する」旨の目標を設定していることを踏まえると、2010年にはIP網への移行が本格化していると考えられる。よって、<u>2010年を目標とした検討が適当。</u> 	同上
	CTC	<ul style="list-style-type: none"> 既存網とIP網の併存は基本的には非効率であるため、<u>IP網への移行が迅速に行われるためのインセンティブを考慮する等、社会的な提供コスト削減の観点からの検討も必要。</u> 	2(6)「次世代ネットワーク構築に向けた環境整備の在り方」における議論の参考とする。
	NTT 東日本・西日本	<ul style="list-style-type: none"> 当社としては、既存電話網の扱いについて2010年度までに光サービスの需要動向を踏まえて検討していく予定。 したがって、その過程においては、IPベースのネットワークは、既存電話網とは別に、ブロードバンドサービスのために新たに構築していくものであることから、<u>IPベースのネットワークに対して、電話時代の競争ルールをそのまま適用するのではなく、ブロードバンド時代に相応しい新たな競争ルールの適用を希望。</u> 	個々の論点ごとに2「今後の接続政策の在り方」及び3「今後の料金政策の在り方」において議論・検討する。
	ポータフォン	<ul style="list-style-type: none"> IP化への移行に際して、あまり先のことを見過ぎることなく、<u>18~24ヶ月毎に定期的なレビューを行うつつルールの在り方を検討していくべき。</u>このアプローチによって、将来の大きな変化を考慮に入れた柔軟な対応が可能。 	競争評価などの定期的レビューについては、例えば2(2)②「第一種指定電気通信設備の範囲」において議論・検討する。
	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク構造の変化はこれから最低でも数年という時間軸により、さまざまな環境変化に対応しながら進展していくと予想される。従って、<u>PDCAサイクルを繰り返しながら進めていくべき。</u> そのサイクルについても当面は1年毎に進めることが適当。 	同上
⑤ その他「競争政策の基本的視点」として検討すべき事項	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ユビキタス社会の実現に向け有線・無線においてIP化が進んでいるため、無線については公益資材である電波という観点から公正競争を確保する必要がある。免許取得事業者のみが競争に生き残るといった構造を回避するためVNOへの応諾義務を付与することが必要。 	2(5)②「MVNOの新規参入促進の在り方」における議論の参考とする。
	個人	<ul style="list-style-type: none"> 現在、IP通話の世界は、とても安くなっている。 例)「スカイプ」と言うフリーのPCソフト（堀江貴文氏のライブドアも出資しています。） 月額の基本使用料も無料、従量制の料金も会員同士なら無料（しかもフリーソフトなので、会員になるのに直ぐなれる） 非会員への発信も可能で、1分当たり2円弱。 これと比べると、現在のNTTの提供している固定電話は非常に高額な基本使用料を取った上に、従量制料金も徴収。 同じ「無料のインターネットと言うインフラ」を利用しながら、提供するサービスに違いがありすぎる。 従って、スカイプのような「画期的なサービス」を提供するベンチャーを潰さない「日本国内の通信市場の競争ルール」を期待。 	1(2)「競争政策に関する基本的視点」における議論の参考とする。

(3) その他「競争政策に関する基本的考え方」として検討すべき事項

項目	意見		考え方
	提出者		
支配的影響力を持つ一部事業者と他事業者の公平な競争環境	JCOM	<ul style="list-style-type: none"> 本項目にて「<u>支配的影響力を持つ一部事業者と他事業者の公平な競争環境の確保</u>」を目的とした項目を追加いただき、「<u>今後の接続政策の在り方</u>」以前の基本的考え方として検討を希望。 本追加項目については既に記載項目中「<u>競争中立性</u>」の確保について一般的な記載があるが、よりその 	1「IP化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方」における議論の参考とする

の確保		対象を明確に検討することを希望。 現状では本案レイヤーモデルという物理網レイヤーと通信サービスレイヤーにおいて、全国規模で既設設備を有する特定の事業者が、競争開始当初から大きなシェアを確保し、結果的に競争が起きない状況。要望の事項はこれを回避するために必要であり、結果、より公平な競争環境が確保されることを希望。	
隣接・関連業界の競争政策の在り方	NTT コム	■ 市場のグローバル・シームレス化、通信と放送の融合等、市場の拡がり前提として、隣接・関連業界の競争政策の在り方との整合性に留意すべき。	1「IP化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方」における議論の参考とする。 市場の融合を巡る議論は、例えば2(2)②「第一種指定電気通信設備の範囲」における議論と密接に関連。
放送配信に関する競争ルールの在り方について	日本CATV連盟	■ IP技術の発展により、通信と放送の融合、ネットワークやサービスのボーダレス化が進展する中で、放送配信に関する競争ルールの在り方についても言及していく必要がある。	2(1)③「垂直統合型のビジネスモデルにおける市場支配力と公正競争確保の在り方」において必要に応じて検討する。
垂直統合型の競争についてのイメージの明確化	YOZAN	■ 垂直統合型の競争についてのイメージを明確にする必要がある。	垂直統合型のビジネスモデルのイメージは【参考】のとおりであり、また、当該ビジネスモデルに対応した競争ルールとしては、各レイヤー間の公正競争を確保することをイメージしている。
	富士通	■ サービスやビジネスモデルが多様化するため、個別の政策を検討・評価する際、消費者の視点や消費者への影響を考慮することが従来以上に重要。 ■ 医療、公共、金融等、社会的影響の大きい分野で使われる重要通信の確保についての考慮が必要。 ■ 通信主権（国家安全保障）の確保の観点からの検討も必要。	4「その他の政策課題」において必要に応じて議論・検討する。
ユニバーサルサービス制度について	ボーダフォン	■ IP化の進展により、ユニバーサルサービスの範囲、ユニバーサルサービスの提供の方法およびコスト負担の在り方に関して再検討が必要。これらの点も含め、将来的なユニバーサルサービス制度の在り方に関する議論を早期に開始することを希望。	同上
・NTTの市場支配力に対する規制の評価 ・IP化・垂直統合型ビジネスモデルが進展する中での市場支配的事業者に対する規制の在り方	SBB・JT	■ 「NTTの市場支配力に対する規制の評価」および「IP化・垂直統合型ビジネスモデルが進展する中での市場支配的事業者に対する規制の在り方」をアジェンダ案に追加すべき。 [理由] NTTの中期経営戦略においては、現状のNTT法における事業区分を維持したまま次世代ネットワークの構築やグループ体経営の強化を行うとしているが、こうした流れは1999年のNTT再編の趣旨を没却すると同時に、IP化が進展する中でもNTTグループの市場支配力を強化することにもなりかねない。 IP化が進展する中でのレイヤー間の公正競争について議論するにあたっては、まずNTTの市場支配力に対する規制が今まで有効に機能してきたかの評価した上で、公正競争条件の確保および長期的なユーザーへのメリットという視点で、今後どうあるべきかを検討することが不可欠。 具体的には、以下の観点について、評価・検討を行うべき。 ・1999年のNTT分割は、有効に機能してきたと考えられるか。 ・市場支配的事業者に対する行為規制が有効に機能してきたと考えられるか。 ・NTT東西の活用業務の制度が競争に有効に機能してきたと考えられるか。 -活用業務の認可手続きは十分と考えられるか。 -これまでに「活用業務」として認可されたサービスは、依然として「活用業務」と捉えることがで	NTTグループの資本分離や構造分離に関する意見については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」や2(4)②「NTTグループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。

		<p>きるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● その上で、市場支配的事業者に対する今後の規制の在り方はどうあるべきか。 ● 支配的事業者の物理レイヤーとサービスレイヤーを分離する方策も視野に入れた検討。 	
NTT グループの市場支配力	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今般の NTT グループ中期経営戦略は、NTT グループを資本の論理で一体化する動き。 ■ NTT グループは、持株会社体制下での一体経営戦略により、独占的市場支配力の広範な行使が可能。 ■ <u>公正競争環境を整備するには、完全資本分離、アクセス部門の機能分離等の抜本的措置が必要。</u> 	同上
NTT グループ中期経営戦略と最近の動向	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTT 再編成やドコモ分離の趣旨に逆行するものであり、日本の通信産業の健全な発展のためには看過できない。 ■ 技術的な標準と公正競争は別。／技術的な標準が公正競争を保証する訳ではない。 例えば電話のネットワークも標準化されていたが、長い間接続点は ZC に限定され、接続料も高止まりしてきた。その後、公正競争の促進のため、接続点が拡張／GC 接続や加入者回線のアンバンドル等が実現し、接続料算定方式も改善されるなどの措置がとられてきた。 <u>まずは NTT が次世代網や FMC 等に関する計画の詳細を明らかにした上で公正競争の実現にどのような条件が必要か議論を深めるべき。</u> ■ <u>本来的な NTT の在り方について、原点に立ち返った検討が必要。</u> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT 再編成やマイライン制度導入を経ても、グループ共通の冠「NTT」を頂く各社は圧倒的なシェアを維持（「固定電話サービス」に係る NTT の企業名想起率は、約 80%（当社調査）。⇒<u>ブランドの分離が必要。</u> ● 例えば仮にシェア 50%を超える支配的事業者である NTT 東西等が、グループ内外の事業者を区別することなく他事業者と共同でバンドルサービスやセット割引サービスを提供する姿勢を示した場合でも、持株会社制が存続する限り、例えば以下（省略）のような問題が生じる。 実際、NTT 持株会社が NTT グループ戦略を策定しているように、グループ一体でサービス戦略を推進していることが明確。そのグループ内の事業会社に、上記情報等を伝えることはあり得ない。 ● 仮に、NTT 東西等が、不当な差別的取扱や優遇を回避する観点から、グループ内外を問わず他事業者と公平にバンドルサービスやセット割引を提供する姿勢を示した場合でも、NTT が持株会社制である以上、上記のとおり真に公正な競争とはなり得ない。 ● また、NTT 再編成等の際、サービスを事業会社毎に帰属させることにより、営業の独立を確保する措置を講じた経緯がある。グループ会社間のバンドルサービスやセット割引等は、すなわち提供会社間で一体営業することも意味しており、NTT 再編成等の趣旨を形骸化させることとなる。 ● 以上を踏まえ、NTT のバンドルサービスやセット割引の提供は、持株会社制の廃止を含め、<u>厳格な公正競争条件の確保を前提にすべき。</u> →<u>持株会社制の廃止以外に具体的にどのような条件が必要か、議論を深めるべき。</u> ■ <u>ボトルネック設備と業務範囲拡大</u> <ul style="list-style-type: none"> ● 他事業者が、自前で光ファイバを敷設することは実質的に困難。現在の接続料は、報酬を含めた必要な費用の回収を保証する認可料金。<u>他事業者が適正かつ同一の条件で接続できることの担保が必要。</u> ● IP 時代でも光ファイバはボトルネック設備。ボトルネックを保有したままの東西地域会社の業務範囲拡大は、公正競争を阻害。<u>アクセス部門の分離が必要。</u> 	同上
持株会社体制と市場支配力	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ 持株会社体制での NTT グループは、再編成後も依然として、独占的市場支配力を保持。グループ一体経営によるスケールメリットを発揮するガリバー的存在。 	同上

		<ul style="list-style-type: none"> ■ 過半数を超える市場シェアの存在そのものが、公正で活発な競争が機能していないことを明確に示す指標。資本分割による規模の縮小無しに、公正な競争の実現は困難。 ■ ユーザの多くが、電話といえばNTTを思い浮かべる現状（「電話＝NTT」の既成概念化）。固定電話サービスに関するユーザの企業名想起率の調査等を実施し、議論を深めるべき。 ■ 巨大資本によるグループ全体の購買力を背景としたプレゼンスは、機器調達（設備投資）や広告・コンテンツ分野のみならず、一般他企業の健全な事業活動への抑止圧力にさえなりかねない。 ■ NTTグループ内の結束強化に留まらず、資本参加等を通じた他業界との連携により、市場支配力を更に強化。 ■ シェア 50%を超える支配的事業者の排他的な事業展開については、公正競争の観点から、厳正に対処すべき。 ■ 持株会社がグループ経営戦略を策定、推進する司令塔として機能していること自体、本来の再編目的を逸脱。独立した経営体として相互に公正競争を行うべき。 ■ ヒト・モノ・カネ・情報の分離が必要。特にグループ内の人事交流（役員兼任等）について厳正なルール化が必要。 <u>第一種指定電気通信事業者の特定関係事業者（電気通信事業法第31条第1項及び第2項等関連）の範囲を、NTTコムだけでなく、NTT持株傘下の電気通信事業者全てに拡張すべき。</u> また、同31条に関連する禁止行為について現在規定されている役員兼任等のみならず、<u>ヒト・モノ・カネ・情報の分離や特定事業者と他事業者との同等性確保の徹底を図るべく、議論を深めるべき。</u> さらに同条第4項に規定する第一種指定電気通信事業者からの報告を公表し、透明性を確保すべき。 ■ NTTグループの中期経営戦略で示された以下（省略）の事例は、いずれも他事業者が競争的なサービスの提供をできなくなる等、公正競争を阻害しユーザ利便を損なうものであり、認められるべきではない。 	
これからのNTTグループに対し課す規制のあり方	K-OPT	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>以下の検討項目について、追加いただくよう要望。</u> 検討項目：これからのNTTグループに対し課す規制のあり方 〔検討内容〕 東西NTTについては、指定電気通信設備に対する開放義務、また、活用業務規制等、主に設備に対する規制を課してきたところであるが、公正競争の促進の観点から、他に何らかの規制を課する必要はないか。NTTグループ全体に対して、何らかの規制を課する必要はないか。 〔理由〕 東西NTTが公社時代に培ってきた資産（営業力、ブランド力、設備、要員、資金力等）は絶大なもの。そもそも現行の設備ベースの規制では不足はないか今一度議論すべき。たとえば、公社時代で得られた顧客情報をFTTH事業等、他の事業に活用していないか、また、FMCサービス展開や請求書発行一元化の実現のために必要となるNTTグループの連携は公正競争確保に反しないか等、弊社としても疑問に感じる点がある。その疑問を払拭する上でも、本内容を議論に挙げていただくことは必要。 	同上
NTT東西の活用業務進出制度について	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTT東西の活用業務への進出は、その活用業務進出が電気通信市場の公正な競争を阻害しないことが確実である場合にのみ、認可が与えられるべきであり、NTT東西が地域通信市場において依然として圧倒的な市場シェアを有していること、及び現行の規制が固定電話市場における競争を十分に活性化しているとはいえないことから、<u>NTT東西の活用業務進出は基本的に認可されるべきではない。また、NTT東西の支配力に対処するために、より厳しい手段が必要か否かを検討すべき時期に来ている。</u> 	2(4)②「NTTグループに係る公正競争要件の在り方」において議論・検討する。

2. 今後の接続政策の在り方

(1) 接続政策に関する基本的視点

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
① 電気通信事業分野におけるこれまでの接続ルールに対する評価	日本CATV連盟	■ 事業者の接続義務は複数ネットワークの接続を促進し市場の発展に寄与した。しかし、新規参入事業者にとっては、事業者間清算及び相互接続業務が重荷であるので、IP化進展時におけるルールでは接続義務を課す事業者の範囲が見直されることを期待。	本項目における議論の参考とする。
	YOZAN	■ 接続ルールの整備については、有効に機能。	同上
	ACCA	■ これまでの接続ルールは有効に機能してきた。接続ルールが適用されない場合、独占や寡占状態が生じ、公正競争を損なう危惧があるので、 <u>今後も接続ルールを継続することが必要。</u> 特に、光ファイバーについては50%シェアというような規制に関係なく開放義務化が望まれるし、メタル線については引続き開放義務を維持することが必要。	同上
	CTC	■ 接続ルールの評価、見直し等については、「競争が進展しているかどうか」を客観的に判断すべきであり、「事業者間のシェア、支配的事業者の有無」という視点が重要。	同上
	富士通	■ ADSLを中心とするブロードバンドの普及を省みると、有効に機能してきたと考える。	同上
	フュージョン	■ ボトルネック性の高い設備を持っている事業者に対し、ネットワークの開放義務を課すことで、接続事業者の参入を促す効果は大いにあり、接続ルールの整備は有効に機能してきた。	同上
	ボーダフォン	■ 現行の指定電気通信設備制度をはじめとする接続ルールは、事業者間の相互接続を推進し、電気通信市場の発展に相応に寄与して来た。一方、NTT東西が地域通信市場において依然として独占的地位を維持し、地域通信市場における競争が十分に進展していないという点においては十分ではなかった面もある。よって、新たなルールの必要性について検討すべき。	同上
	KDDI	■ 第一種指定電気通信設備制度の下、接続約款の作成やコストに基づいた接続料の設定等は、接続の円滑化に一定の役割を果たしてきた。	同上
	SBB・JT	■ 1(1)③にて述べたように、「現行の問題の総括」をアジェンダに追加すべき。 [理由]有効に機能したかどうかの評価だけでなく、不十分な点についても総括すべき。	本項目の検討事項に含まれる。
② 市場環境の変化に即して見直し(又は維持)が必要と考えられる事項	QNet	■ 現在のIP電話の相互接続は、主としてPSTNを介して事業者が相互に接続を行っているが、今後もPSTNを基盤とした接続方法を継続することは、接続コストの増加やIP化に対応した新規サービスを提供できないなどの問題。 ■ しかし、IP網による直接の相互接続については、事業者間の個別調整に委ねられており、接続事業者ごとに接続条件が異なるなど、現状のままでは、IP網の直接接続が進展しない。 ■ このため、IP網の直接接続の早期実現に向けた施策が必要であり、そのひとつとして、 ・ 接続事業者が共用できるV○IP基盤を整備するため第三者機関の設置 ・ 公的な共通V○IP基盤を整備するなどに着目した検討を行うべき。 ■ 従来の複雑な接続料の考え方から、 <u>直収IP電話サービスのネットワーク構成に適したより簡単な接続料算定の方式、例えば、ビルアンドキープ方式の適用等についても検討すべき。</u>	本項目における議論の参考とする。
	日本CATV連盟	■ 常にサービスを受ける国民・視聴者の利益、また公平なルールと競争環境構築の視点を外してはならない。	同上
	ACCA	■ 先行事業者が有利にならないよう、新規参入の道を確保した接続ルールを希望。	同上

	CTC	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続ルールの検討にあたっては、市場支配力の有無を考慮すべき。 	同上
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者に対して過度な負担とならないように配慮しつつ、競争評価の実施や、トラヒックの状況、事業者の接続コスト等、市場の実態をできるだけすばやく把握することが必要。 	同上
	NTT コム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続ルールの整備は、サービス競争の進展に有効に機能してきたが、<u>IP 網については、原則非規制として自由競争を促し、競争評価等により市場動向を見極めた上で事後的に対応すべき</u>。市場環境の変化が激しい中で、最初から完全なルールを策定することは非常に困難なことではあるが、変化に即した接続ルールの柔軟かつ迅速な見直しを図るためには、ルール設計当初から負担の公平性に留意し、設備提供側と設備利用側の双方に納得感のある合理的なスキームとすることが必要。 	同上
	フュージョン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後は接続費の高さや、NTT 所有の設備スペースの共有利用が許可されないといった現状を踏まえながら、さらに接続事業者の参入を促すよう接続ルールを改定していくことが必要である。まず既存の接続網についての開放ルールを再度明確に提示すること、また <u>NTT が新規に構築すると発表している IP 網についても接続ルールを制定する必要がある</u>。 	同上
	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>PSTN から IP 網への移行などの市場環境の変化に際して、最も注視すべき点はその過程において NTT グループの市場支配力がどのように変化して行くかである</u>と考える。この点に関して、英国においては BT の次世代ネットワーク (NGN) への移行に際して、Ofcom が BT のドミナンスに対しどのように対処するかを検討しており、日本においても同様の取り組みが必要になるものと考えます。総務省は、NTT が IP 網への移行に際してもネットワークへのオープン化を推進し、市場における競争を維持しつつ、IP ネットワークを構築することを確実にする必要がある。 ■ <u>また、IP ネットワークへの移行により、市場支配力を有する事業者への規制の必要性が弱まる</u>ということはなく、むしろ IP ネットワークの時代における新たなドミナンスを生み出さないようにすることが必要。 	同上
	NTT 東日本・西日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気通信分野に競争が導入されて以降、接続ルールが整備されるとともに、当社もオープン化を推進した結果、料金が低廉化し、多様なサービスが提供される等、ユーザの利便性が向上し、電気通信市場全体が発展してきた。 しかしながら、現行の接続ルールは、電話を前提したものであり、以下のとおり、ブロードバンド時代のルールとしては現行の競争実態にそぐわない点も生じていることから、ブロードバンドサービスに相応しい接続ルールに見直すことが必要。 ■ ブロードバンドサービスにおいては、技術規格の標準化が進んでいる電話と異なり、今後各事業者が創意工夫を凝らして独自のサービスを展開するため様々な技術・設備を用いてネットワークを構築し、それによってサービスの高度化・多様化が進展することが考えられることから、画一的な接続義務を課すことなく、事業者間のビジネスベースでの協議により接続を実現していくことが望ましい。 ■ メタル回線、局舎コロケーションについては、現実に当社以外にこれらの設備を新たに敷設する事業者がいるとは想定されないため、オープン化ルールを維持していくが、IP 網のルータ等の他事業者が既に自ら設置している装置については、既に不可欠性はなくなっていることから、当社の装置に対してのみ特別な規制を課す必要はない。 ■ 当社の加入者光ファイバについても、メタル回線とは異なり、電力系事業者や CATV 事業者等との熾烈な設備ベースの競争下で、新たに敷設しているものであることから、特別な規制を課す必要はない。 	本項目における議論の参考とする。 なお、ご指摘の各論については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」等において議論・検討する。
	KDDI	<p><IP 時代のアクセスの重要性></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 競争の舞台は、中継サービス領域からアクセス領域に移行。 ■ IP 化の時代を迎え、設備コストの大半がアクセス部分に集中するため、アクセス部分の独占性は一層 	同上

		<p>高まる。従来以上にアクセス部分での独占性の弊害を除去する必要あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ NTT東西のボトルネック性（市場支配力の源泉）は、各市場に影響を及ぼすおそれあり。 ⇒ NTT東西のボトルネック性は、隣接市場（ISP等上位レイヤを含む）に影響を及ぼすおそれがあるため、こうした観点からも検討すべき ■ NTT東西の県間進出にあたっては、ラストワンマイル及び県内設備の開放を徹底すべき。 ■ 他事業者がIP網を整備するには、電電公社時代に構築された設備の開放が不可欠。 <ul style="list-style-type: none"> ● 光ファイバ（加入者回線／県内中継回線） ● NTT局舎（コロケーション） 	
KVH		<ul style="list-style-type: none"> ■ ボトルネック性の高い設備については、ネットワークの開放義務を課し、競争事業者が当該設備を利用して事業展開を行うとしてきた政策には、賛同、それが有効に機能してきた。しかしながら、より一層の競争を望むなら、<u>NTT法の政府の所持株会社に対する株式保有を義務付けた第4条第1項を廃止し、なおかつNTTグループの資本完全分離を検討されるべき。</u>米国及び英国においては、ドミナント事業者に対する政府の株式保有を義務付けた事例はなく、前述したように自身のドミナント設備の最大ユーザが、自社であるといったゆがんだ環境下においては、真の「設備競争」というものはありえないため。NTTグループの最近の中期経営戦略の発表にある、NTT再再編のご計画においても、現状の環境下のままでは、他の電気通信事業者としては、公正競争の進展という観点、（すなわち第一種指定と第二種指定がより協力して事業を行うというのは、独占回帰の恐れが非常に大きい）から賛同しがたく、この懇談会においても、IP化の時代に即応した設備競争のあり方について検討を希望。 ■ <u>PSTNからIP網への移行の過程にあつては、接続ルールは、原則として同様とするべき。</u>IP網と一言で表現しても、バックボーンにインターネット網そのものを利用するのと、その他のネットワーク（例えば専用線網）においてIPプロトコルを利用して通信を行うのとは、著しくその性質を異にする。現状のIP電話は後者の場合が、中心であるので現状のドミナント事業者の有利性は認めない事実。よって、ドミナント事業者のIP電話サービス提供においては、公正競争確保の観点からPSTNと同様の規制が必要なので、是非、本件につきましてもその規制の在り方について検討を希望。 	<p>本項目における議論の参考とする。</p> <p>なお、NTTグループの資本分離や構造分離に関する意見については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」や2(4)②「NTTグループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。</p>
SBB・JT		<ul style="list-style-type: none"> ■ 1(2)①にて述べたように、「<u>IP化の進展の中でもボトルネック設備として残ると思われる設備の評価</u>」をアジェンダに追加すべき。 [理由]見直ただけでなく、今後のIP化の進展、垂直統合型ビジネスモデルの比重の高まりの中でも、ボトルネック性が変わらないと思われる設備についての検討が必要。 ■ その設備について、「<u>競争を促進し、ユーザの利便を向上するための更なるルール化の検討</u>」をアジェンダ案に追加すべき。具体的にルールの検討が必要なものとして、主に以下のものと認識。 <ul style="list-style-type: none"> ● 屋内配線メニューの追加（接続料金化）、屋内配線工事料金の設定 ● 加入者情報の開示ルールの整備 ● コロケーションルールの一層の整備（スペース不足、電力設備不足への対応） ● 中継ダークファイバの貸し出しルールの一層の整備（容量不足への対応） ● 加入者回線の貸し出しルールの一層の整備（メタルケーブル、光ファイバケーブルの接続点の追加） ● 加入者線路設備の貸し出しルールの一層の整備（電柱使用料の接続料金化） <p>[理由] IP化が進展する中でも、現状と同様ボトルネック性が変わらない設備に関し、2(1)①で述べた評価において不十分と評価された点については、更なるルール化が必要。その際、公正競争を促進するためには、単に「公平性」を担保するだけでなく、迅速なサービス提供や簡便な手続きでの事業者変更など、ユーザの利便を向上するためのルールの在り方を検討すべき。</p>	<p>2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」等において議論・検討する。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ■ 「市場支配的事業者のインターフェースの開示の在り方」について、アジェンダ案に追加すべき。 [理由]1(2)②で述べたとおり、ネットワーク層はネットワーク効果による市場独占性が強く発揮されることから、ネットワーク層においては、同一レイヤーで競争する事業者同士の相互接続性がIP化の進展の中での公正競争の確保にとって不可欠。 	
③ 垂直統合型のビジネスモデルと市場支配力の関係	QTNet	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後垂直統合型のビジネスモデルの比重が高まり、プラットフォーム、コンテンツ、アプリケーション等の上位レイヤー部分による市場支配力を有する状況が発生することが考えられ、公正競争確保の観点で検討していくことが必要。 	本項目における議論の参考とする。
	日本CATV連盟	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTTは明治以来その特権的地位により電話債権、工事負担金や高い遠距離通話料によって構築した通信インフラと技術をもって、自らあるいは支配する会社をして、IP化を何の規制もなく全国レベルで行った場合、これに対抗できる通信・放送会社は一つもないことに留意すべき。 また、電力会社においては本業の資産及び利益をIP化に際してつぎ込むことがあってはならない。 したがって、公平な競争環境・ルールを担保し、常に国民・視聴者の利益のために独占の弊害を生じさせるようなことがあってはならない。 ■ NTTをアクセス物理網のみをサービスする会社に分離し、その会社は通信サービスレイヤー以上のサービスには進出をさせないで、アクセス網を他の事業者に公平に利用させるなどの仕組みを検討すべき。 	同上
	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ 濫用の可能性はある。例えば、レイヤー横断型の事業者はコンテンツ収入を確保することにより、通信サービスの提供料金を無料にすることが可能。 	同上
	ACCA	<ul style="list-style-type: none"> ■ 垂直統合型ビジネスモデルの場合、レイヤー間の影響は生じてくるのは避けられないので、レイヤー別のサービスの多様化を確保するため、レイヤー別の競争の道を確保することが望まれる。 	同上
	NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「レイヤーを縦断する形で何らかの市場支配力が濫用される可能性」は、垂直ビジネスモデルの比重の高まりに関係なく一般に生じうることから、この可能性を垂直ビジネスモデルの比重の高まりのみに関連付けるべきではない。 	同上
	CTC	<ul style="list-style-type: none"> ■ 垂直統合型モデルにおいて、その一部のレイヤーに市場支配力を有している事業者は、他のレイヤーにおいても他事業者に比べて優越的な地位にあると言える。 ■ 一部のレイヤーでの市場支配力を他のレイヤーに行使することを排除し、各レイヤー間での公正競争を確保することについては、新たな競争ルール策定における重要なテーマ。 	同上
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 可能性は有ると考える。垂直統合型の企業と特定レイヤーでビジネスを行う企業との間での公正競争環境整備が重要であり、レイヤーを縦断する形で市場支配力が濫用される場合には、上位レイヤーも含めてレイヤー間のオープン性を確保することが必要。 	同上
	SBB・JT	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妥当な論点。 	同上
	NTT東日本・西日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ ブロードバンド市場は、これから各事業者の創意工夫によって発展していく市場であることから、予め新たに規制を設けるべきではない。仮に、公正競争上の問題が生じた場合には、アクセス・ネットワークレイヤだけでなく、上位レイヤーからの競争阻害要因を含め、多角的な視点から事後的に検討することが適当。 	同上
	NTTコム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原則自由競争として市場原理に委ねられるべきであり、例外的に規制等を導入する場合には、その規制等により自由競争が損なわれないよう、適正なコスト負担が必要。 	同上
ウィルコム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 競争政策の検討の前提として、どのような形で各々の市場を定義するかが極めて重要な要素である。については、市場の定義にあたっては、各市場における競争が有効に働くよう、十分な議論を希望。 今後の競争政策においては、垂直統合型のビジネスモデルの比重が高まる中でも、各レイヤー（市場） 	同上	

		毎に公正競争が確保できる環境の整備を行うべき。具体的には、各レイヤーにおいて市場支配力を有する事業者が存在する場合や、エッセンシャルファシリティが特定の事業者によって占有される場合には、ある一定の条件の下にオープン化を実施する等の検討が必要。	
	ポ ー ダ フ ォ ン	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>コンテンツ・アプリケーションレイヤーまたはプラットフォームレイヤーにおいて市場支配力を有する事業者が、その市場支配力を梃子にし、関連する電気通信市場に影響を与える可能性の有無について検証する必要がある。</u>そして、影響を与える可能性がある場合には、既存の規制がそれらの問題に適切に対処可能であるか、さらに、対処できない場合は、新たな規制が必要か否かを検証する必要がある。 	同上
	KDDI	<p><IP時代のアクセスの重要性></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>競争の舞台は、中継サービス領域からアクセス領域に移行。</u> ■ IP化の時代を迎え、設備コストの大半がアクセス部分に集中するため、アクセス部分の独占性は一層高まる。従来以上にアクセス部分での独占性の弊害を除去する必要。 ■ NTT東西のボトルネック性（市場支配力の源泉）は、各市場に影響を及ぼすおそれあり。 ⇒ NTT東西のボトルネック性は、隣接市場（ISP等上位レイヤを含む）に影響を及ぼすおそれがあるため、こうした観点からも検討すべき。 ■ NTT東西の県間進出にあたっては、ラストワンマイル及び県内設備の開放を徹底すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ● 光ファイバ（加入者回線／県内中継回線） ● NTT局舎（コロケーション） ■ FMC等のグループ連携：公正競争上の懸念 ■ 固定電話分野での市場支配力が隣接市場に影響を及ぼす可能性あり <p><独占性を維持したままでの拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ NTT東西は、活用業務として、既になし崩し的に業務範囲を拡大。 ■ 今後もIP化の進展を理由に一層の業務範囲を拡大する可能性。 NTTグループ中期経営戦略で示された以下の事例は、NTT東西の活用業務に該当。 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>NTT東西およびNTTドコモによるシームレスなサービスの提供</u> ⇒ NTT東西が次世代ネットワーク中継系（県間）を構築 ● <u>FMC等、NTT東西によるバンドルサービス・セット割引の提供</u> ⇒ NTT東西が県間を料金設定 <p><u>いずれも、他事業者が競争的なサービスの提供をできなくなる等、公正競争を阻害しユーザ利便を損なうものであり、認められるべきではない。</u></p>	同上
④ その他「接続政策の基本的視点」として考慮すべき事項	ポ ー ダ フ ォ ン	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTT東西の構造分離に関する検討 IP化が進展した段階における公正競争環境を真に実現する為に、<u>NTT東西における構造分離に関する議論を再度行う必要がある。</u>ボトルネック設備へのアクセスの公平性の確保のために、NTT東西の在るべき経営形態について、英国等の諸外国の事例も踏まえて再度検討が必要。 英国においては、BTがアクセス回線の提供を行う部門との取引条件について、BTグループ内事業者と競争事業者とを同一とすべく、同部門の業務分離を行った。さらに、ブランドやインセンティブ体系をBTから独立させることや、経営体制の独立、競争上不正な取引が行われているか否かの監査の実施などにより、BTグループと競争事業者間における公正な競争環境を確実なものとしている。 ■ NTT東西におけるIP化への移行計画の詳細の公表 NTT東西のネットワークは固定電話の加入者回線において94.7%のシェアを有するネットワークであるため、そのIP化の動向は全ての接続事業者にとって極めて重要なものであり、各社の事業計画に大きな 	NTTグループの資本分離や構造分離に関する意見については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」や2(4)②「NTTグループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。

		影響を及ぼす。よって、NTT 東西には、網機能提供計画の公表において定められている時期よりも早期に、その移行計画の詳細や技術仕様に関する情報を公表するように義務付けるべき。	
イー・アクセス		■ 接続政策は電気通信市場では非常に重要な要素だが、競争政策の事前規制としての 1 ツールとして位置づけるべきと理解。今後の接続政策を議論するに当たっては競争政策のフレームワークを議論したうえで行うべき。(プライオリティB)	2(1)「接続政策に関する基本的視点」における議論の参考とする。

(2) 指定電気通信設備制度の在り方

項目	提出者	意見	考え方
① 指定電気通信設備制度の枠組み	JCOM	■ 本項目については競争促進を図るためには既に必要不可欠な事項であることから検討の必要はない。	本項目における議論の参考とする。
	日本CATV連盟	■ 指定電気通信設備制度は、今後も引き続き有効であり、必須。 ■ 加入者回線を契約ベースでなく、資産保有ベース（既存施設の普及率）とすることを検討すべき。	同上
	YOZAN	■ 有効である。	同上
	ACCA	■ 公正競争の確保等の面から引続き規制が必要と考えているが、50%等の基準については、新規参入を促しサービスの多様化を行い利便性等の向上を図るという面から慎重に検討する必要がある。	同上
	CTC	■ 指定電気通信設備は、「ボトルネック性」があることを前提としているが、より競争を促進する観点からは、「ボトルネック性」の要因を明確にしたうえで、それを解消する方策についても検討していく必要がある。	同上
	富士通	■ アクセス系設備が公正競争上のボトルネックである段階では有効であり維持すべきだが、多様なアクセス手段の実現によって仮にボトルネック性が無くなれば本制度は撤廃し、経済合理性に基づいた設備競争を進展させるべき。	同上
	NTTコム	■ IP化の進展に伴い、従来に比してよりユーザに近い部分まで低廉なコストでの設備設置が容易になることから、 <u>今後は「不可欠設備（加入者回線）と一体で設置される設備」のボトルネック性は薄れていくもの。</u>	同上
	KDDI	■ 競争の舞台は、中継サービス領域からアクセス領域に移行。 ■ IP化の時代を迎え、設備コストの大半がアクセス部分に集中するため、アクセス部分の独占性は一層高まる。従来以上にアクセス部分での独占性の弊害を除去する必要あり。 ■ 他事業者がIP網を整備するには、電電公社時代に構築された設備の開放が不可欠。 ・ 光ファイバ（加入者回線／県内中継回線） ・ NTT局舎（コロケーション） よって、 <u>指定電気通信設備制度の枠組みは、IP化が進展した場合にも競争進展を図る観点から必要。</u>	同上
	KVH	■ 指定電気通信制度の指定の在り方については、加入者回線のシェアが50%を上回る場合に指定することになっているが、この指標は画一的であり、賛同できかねる。例えば、光ファイバー等の導入割合を時系列的に把握することによる等の地域の特殊性を考慮し、メタル回線への代替性の程度も考慮に入れ、その判断に客観的合理性があれば、50%の指標を変動してもかまわないのではないか。	同上
	ボーダフォン	■ IP化が進展したとしても、ボトルネック設備に対する規制は引き続き必要。しかしながら、IP化後はボトルネックの特質が異なっている可能性があり、既存のネットワークにおけるボトルネック性も変化している可能性がある。したがって、恒久的なボトルネック設備に対する規制を維持しながらも、状況	ご指摘を踏まえ、検討項目例として「第二種指定電気通信設備の指定に係る閾値（ベンチマーク）の在り方」を追

		<p>に応じて規制の見直しが必要になる可能性がある。</p> <p>なお、<u>指定電気通信設備の指定の基準となる閾値や指定の単位については、海外の事例を参考にしつつ見直しについて検討を行うべき。</u></p>	加。
	フュージョン	<p>■ <u>指定電気通信設備制度を基礎とする非対称規制は、競争促進を図る上で引き続き有効に機能。また指定電気通信設備の範囲については、現状の固定系設備と移動系設備という枠組みに加えて、FMCを睨んだ融合サービスに参入するにあたり、指定電気通信設備規制の対象になっている事業者同士が結びつくことで、競争原理が正常に働かなくなることを避けるような環境整備施策が必要。</u></p> <p>例えば NTT 東西と NTT ドコモの提携に対しては、NTT 東西への活用業務制度のみによる判断ではなく、独占状態となることを避けるための、方策が不可欠。</p>	<p>NTT 東西の活用業務認可については、2(4)②「NTT グループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。</p> <p>固定・携帯サービスの融合については、意見を踏まえ、2(2)①「指定電気通信設備制度の枠組み」の検討項目例として「第一種指定電気通信設備を有する事業者と第二種指定電気通信設備を有する事業者による FMC サービスの提供を念頭に置いた指定電気通信設備制度の在り方」を追加。</p>
② 指定電気通信設備の範囲	K-OPT	<p>■ 以下、下線部について追加を要望。</p> <p>[検討内容]</p> <p><u>IP 網への移行が進む中、例えば、(a)メタル回線から光ファイバ網やその他の代替的アクセス回線への移行、(b)固定サービスと移動サービスを組み合わせた FMC (Fixed and Mobile Convergence) サービスの台頭等によって何らかの見直しが必要になると考えられるか。仮に見直しを図るとした場合、どのような方向性が考えられるか。特に、市場支配力を有する事業者の設備（指定電気通信設備）との相互接続については、何らかの規制を課す必要があるか。</u></p> <p>[理由]</p> <p>「NTT グループ中期経営戦略の推進について」により、NTT 東西、及び NTT ドコモグループにより次世代ネットワークを構築することが公表されているが、市場支配力を有する事業者同士の提携は、公正競争の理念に反し、まさしく市場支配力を有する事業者の独占回帰を意味するものと考えられます。このまま独占回帰の状態を放置すれば、新たな市場を全て囲い込んでしまう危険性を孕んでいることから、公正競争を確保する為にも、市場支配力を有する事業者間との接続は、何らかの規制が不可欠。</p>	本項目における議論の参考とする。
	NTT ドコモ	<p>■ <u>指定電気通信設備の範囲については、従来通り設備のボトルネック性に着目し判断されるべきであるため (b) FMC のような新サービスの台頭等は、技術革新に基づく新サービスの発展を促すため一層の規制緩和を進展させる方向性の中で論じられるものであり、指定電気通信設備の範囲の問題として取り上げられるべきではなく、従って (a) にいう代替的アクセス回線への移行によるボトルネック性の減少が与える見直しの必要性等の観点で検討されるべき。</u></p>	同上
	CTC	<p>■ <u>指定電気通信設備の範囲は、「ボトルネック性」の範囲により決定されるものであり、まずは、「ボトルネック性」の解消を検討すべき。</u></p>	同上
	NTT 東日本・西日本	<p>■ <u>地域 IP 網等の指定電気通信設備制度の見直し</u></p> <p>現行の指定電気通信設備制度においては、電話時代のネットワークを前提とし、県内設備のほぼ全てが規制の対象とされている。</p> <p>しかしながら、局舎コロケーション等のネットワークのオープン化により、ルータ等の局内装置については、既に他事業者が自ら設置し独自の IP 網を構築しており、当社の局内装置を利用するケースはほぼ</p>	同上

皆無となっている。

したがって、県内設備を一律に規制する電話時代の考えを改め、個々の設備ごとにボトルネック性の有無を判断し、指定電気通信設備の対象範囲を見直していくことが必要。具体的には、以下の設備について、早急に規制の対象から除外を希望。

- 地域 IP 網

他事業者は、ルータ等の局内装置を局舎コロケーションを利用して自ら設置して独自の IP 網を構築し、NTT 東西に匹敵するブロードバンドユーザを獲得。

そのため、平成 13 年 9 月に地域 IP 網の接続料を設定したものの、利用実績は皆無。

このように、地域 IP 網自体には、不可欠性はないことから、早急に指定電気通信設備の対象から除外を希望。

なお、米国でも、IP 網については、アンバンドル提供義務は課されていない。

- メガデータネット等のデータ通信網

データ通信市場では、電力系事業者が、加入者光ファイバを含めネットワークを全て自前で構築して NTT 東西に匹敵するイーサ系サービスのユーザを獲得。また、電力系以外の事業者も、SW・ルータ等を自ら調達・設置してネットワークを構築し、サービスを提供。

したがって、当社のメガデータネットやメトロイーサ／アーバンイーサ等のデータ通信網には、不可欠性はなく、早急に指定電気通信設備の対象から除外を希望。

- メディアコンバータ、DSLAM、PON、スプリッタ等の装置類及び局内光ファイバ

メディアコンバータ等の装置類については、他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置しており、接続料を設定したものの利用実績はほぼ皆無であることから、早急に指定電気通信設備の対象から除外を希望。

また、局内光ファイバについては、光ファイバの提供開始当初(平成 13 年)から他事業者による自前敷設を可能としており、平成 15 年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放を実施する等環境整備に努めてきた結果、現に自前敷設が増加しており、当社の局内光ファイバの不可欠性は解消していることから、早急に指定電気通信設備の対象から除外を希望。

- 加入者光ファイバの指定電気通信設備制度の見直し

現在、メタル回線と加入者光ファイバを区別せず一律に指定電気通信設備の対象としているが、以下の観点から、加入者光ファイバについては、メタル回線と区別し、指定電気通信設備の対象から除外を希望。

- 加入者光ファイバは、電話時代に敷設されたメタル回線とは異なり、当社も、他事業者との競争下で多大な設備投資負担の下、新たに敷設していくもの。
- 現に電力系事業者は、自ら加入者光ファイバを敷設し、加入者光ファイバの回線数も相当数保有しているものと想定され、当社と熾烈な設備競争を展開。
- 加入者回線を敷設する基盤となる電柱、管路、とう道等（以下「線路敷設基盤」といいます。）について、電力会社（電力系事業者）は、当社と同等以上の設備を保有。

また、この線路敷設基盤は、既に「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に基づき開放され、現に CATV 事業者が相当量の同軸ケーブルを自前で敷設している等、電力系以外の事業者も加入者回線を自前で敷設できる環境は既に十分整っている。更には、今後、新たな電柱添架ポイントの開放、電柱添架手続きの簡素化等が実施される予定であり、少なくとも架空配線区間については、当社と電力系以外の事業者も同等の条件で加入者回線を敷設することが可能。

仮に、当社の加入者光ファイバを指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合は、以

		<p>下の事項について、現在の競争の実態等を踏まえ、早急に見直していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電柱添架ルールの見直し等により電力系以外の事業者も容易に自前敷設が可能となる、き線点以下の架空配線区間については、指定電気通信設備の対象から除外していただきたい。 ● 電力系事業者との競争中立性を確保する観点から、加入者光ファイバについてはメタル回線と区別し、既に現在（H16 年度末）、その回線数シェアが 50%を下回っている競争地域から指定電気通信設備の対象外としていただきたい。更に、同一都道府県内においても競争状況は様ではなく、県庁所在地等の主要都市を中心に電力系事業者との競争が進展していることから、都道府県単位ではなく、競争の実態が反映できるようもう少し細かい単位でシェアを把握する仕組みに見直していただきたい。 <p>また、現行のシェア基準値（50%超）による規制は、事業者間のシェアが 50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる枠組みとなっているため、例えば、移動体事業者への規制のようにシェア基準値を 25%超とする等、一定以上のシェアの事業者に対する規制の同等性を確保するような見直しが必要。</p> <p>なお、現在は回線数シェアを利用回線数をベースに算出していますが、これでは営業努力の成果が反映されてしまうため、設備規制（オープン化）の趣旨からすれば、設備保有量（キャパシティ）をベースに算出するべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● また、KDDI と東京電力との業務提携にあたり、仮に、KDDI が東京電力の加入者光ファイバを安価に利用できる場所はそれを利用し、それ以外のところでは当社の光ファイバを利用することが可能である一方、当社や他事業者は東京電力の加入者光ファイバを KDDI と同等の条件で借りられないとすれば、競争上のイコールフットィング問題が生じることになる。 <p>このため、例えば、KDDI と東京電力の間の取引条件等について公表を求める等の措置について、検討を希望。</p> <p>また、他の電力系事業者についても、親会社である電力会社との取引条件等について公表を求める等の措置を検討していただきたい。</p>	
NTT コム		<ul style="list-style-type: none"> ■ 指定電気通信設備の範囲の見直しを図る場合、少なくとも光ファイバ設備市場に関しては、現行の規制のままでは、事業者間でシェアが 50%前後で同程度の場合でも、一方の事業者にのみ開放義務とインピテーションルールが課されることから、設備競争の進展を阻害するだけでなく、サービス競争においても不公正な競争を招く可能性がある点について考慮する必要がある。 	同上
ポ ー ダ フ ォ ン		<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在指定を受けている指定電気通信設備については、当面の間は引き続き指定の対象とすべき。また、IP 網における新たな電気通信設備についてもボトルネック性を有するか十分に検証し、必要に応じて指定電気通信設備と位置づけるべき。 	同上
KDDI		<ul style="list-style-type: none"> ■ <設備開放ルールの必要性> IP 網への移行が進む場合においても、ボトルネック性の高い設備については競争促進を図る観点から指定電気通信設備制度に基づく設備開放ルールが必要。 端末回線（光、メタル）、地域 IP 網等の既存の設備区分については指定を維持することが適当。 ■ <光ファイバの扱い> 他事業者が、自前で光ファイバを敷設することは実質的に困難。現在の接続料は、報酬を含めた必要な費用の回収を保証する認可料金。 ⇒他事業者が適正かつ同一の条件で接続できることの担保が必要 ■ <加入者回線（光／メタル）の扱い> 	同上

	<p>NTT 東西の加入者光回線は以下の性格を有しており、メタルと光は一体として捉えて議論することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ユーザから見ればメタル回線と同じ固定系端末回線 • メタル回線のリプレース • メタル回線と同じ線路基盤を活用 <p>■ <音声ルータの扱い> 現在、第一種指定電気通信設備と整理されていない NTT 東西の音声ルータについては、IP 化の進展に伴い、既存の交換設備からルータへの置き換えが進むと考えられる。そうなった場合、<u>音声ルータのポトルネック性が高まるため、第一種指定電気通信設備とすることが必要。</u></p> <p>■ <その他> コロケーション設備についても他事業者が指定設備利用部門と適正かつ同一の条件で接続できることの担保が必要。</p>	
SBB・JT	<p>■ 「メタル回線の位置付けの評価」および「移行プロセスのルール化の検討」をアジェンダとして追加すべき。 [理由] IP 化とメタル回線から光ファイバへの移行は本来無関係であり、指定電気通信設備の範囲を検討するにあたっては、IP 化の進展の中でのメタル回線の位置付けについて、利用者利便と公正競争の確保の観点から検討を行う必要がある</p> <p>■ (b)について、「<u>ジョイントドミナンスにおける指定電気通信設備の範囲の在り方</u>」を論点として追加すべき。 [理由]各サービス単独の市場支配力だけでなく、サービスが連携される場合、市場支配力について特別な考慮が必要。</p>	<p>同上</p> <p>ご指摘を踏まえ、2(2)①「指定電気通信設備制度の枠組み」の検討項目例として「第一種指定電気通信設備を有する事業者と第二種指定電気通信設備を有する事業者による FMC サービスの提供を念頭に置いた指定電気通信設備制度の在り方」を追加。</p>
富士通	<p>■ 見直しが必要。固定と移動を併せた中で、市場支配力の新たな尺度が必要。</p> <p>■ FMC サービスだけでは無く、光と無線の融合等の検討も必要。</p>	同上
KVH	<p>■ 指定電気通信設備の範囲については、今後の FMC サービスへの台頭を視野に入れ、固定サービスと携帯サービスを統合した指定電気通信設備の概念の導入が必須。なぜなら、FMC サービスが進展すれば、<u>今後固定サービス及び携帯サービスという境界区分が薄弱になり、両サービスを統合して指定電気通信設備を見直す必要が生じるから。</u>このことから指定電気通信の範囲の見直しについての検討を希望。</p> <p>■ NTT 地域会社の加入者系光ファイバ設備の開放義務の見直しについては、同社の光ファイバを低廉な料金で利用できなくなることは、日本の電気通信事業者にとっては、大きなマイナスとなり競争阻害ともなるので、現行制度維持の必要性について十分な議論を希望。指定電気通信設備については、<u>光ファイバのみの比率で指定するべきではなく、メタル及び光ファイバをあわせて検討し、今後とも貸し出し料金については、認可対象とされることについて検討を希望。</u>もし、この現状を変更させる時は、<u>NTT グループの資本分離及び政府の株式保有撤廃を検討し、真の意味での「設備競争」を担保される方策等についての検討を希望。</u></p>	同上
ACCA	<p>■ <u>メタル線から光ファイバへの移行については IP 化の流れではあるものの全国的に光ファイバを網羅することは時間的投資的に時間がかかるので、全国的に光ファイバ化が整うまではメタル線についても指定電気通信設備の範囲に入れておく必要がある。</u></p>	<p>本項目における議論の参考とする。 また、MVNO については、ご指摘を踏まえ、2(5)②「MVNO の新規参入促進の</p>

		また、FMC について、サービスの多様化等の面から、MVNO 環境は継続的に維持する必要がある。	在り方」を追加。
	日本 CATV 連盟	<ul style="list-style-type: none"> NTT は明治以来その特権的地位により電話債権、工事負担金や高い遠距離通話料によって構築した通信インフラと技術を保有。 NTT は設備のみならず技術においてもこれを独占してはならず、国民・視聴者の利益ために広く技術開示を行うべき。 	2(6)「次世代ネットワーク構築に向けた環境整備の在り方」における議論の参考とする。
③ その他「指定電気通信設備制度の在り方」について検討すべき事項	東京電力	<ul style="list-style-type: none"> 現在、ボトルネック性の高い設備については、ネットワークの開放義務を課し競争事業者が公正に競争できる制度となっており、接続ルールとして有効に機能。 今後の IP 化が進展していく中においても、ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されないものについては、引き続き、指定電気通信役務として、行政による一定の規制が必要。 なお、本懇談会における指定電気通信設備制度の在り方については、一般的な競争ルールである独占禁止法及び指定電気通信設備を利用している電気通信事業者の意見を踏まえたくて検討を希望。 	2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」における議論の参考とする。
	ウィルコム	<ul style="list-style-type: none"> 競争ルールにおいて必要なことは、利用者のサービス向上、料金低廉化のために事業者間の競争が促進される環境を構築することであり、競争を阻害する要因（ボトルネック）が存在する場合に、ある一定の条件の下にオープン化を実施することは、今後も必要。 	同上
	NTT 東日本・西日本	<ul style="list-style-type: none"> 接続事業者の経営破綻リスクへの対応 <ul style="list-style-type: none"> 昨今の市場ニーズの急激な変化、競争の激化等により、接続事業者が経営破綻して接続料が回収不能となる事例が発生しているため、事業者ごとの信用度や新たに開発・投資する装置・機能等の転用可能性等に応じて、接続料の前払いや預託等により接続事業者があらかじめ負担するルールの早急に整備を希望。 なお、米国においても、接続に要する費用の数ヶ月分を接続事業者があらかじめ負担するルールが運用されている。 コロケーションルールの見直し等 <ul style="list-style-type: none"> コロケーションについては、これまで有限なリソースを有効利用する観点から、受発電設備の利用をキャンセルした場合の違約金を設定する等ルールの整備を図ってきたが、例えば、局舎スペースの利用料については、キャンセルをしても、他事業者が自前工事に着手するか、相互接続点調査回答から6ヶ月を経過しなければ費用負担しないですむルールとなっている。 このため、依然として「リソースの無効保留」が発生しており、コロケーションリソースの更なる有効利用のためには、現行の費用負担なしでリソースを保留できる仕組みを見直す必要がある。 また、H17.10に当社の局舎内で他事業者の自前電力設備の火災事故が発生し、一歩間違えば当該局舎に收容される全事業者のユーザの通信が途絶する等の問題になりかねなかったこと等を踏まえ、安全・セキュリティを確保するためのルールを整備する必要がある。 その他 <ul style="list-style-type: none"> 工事費・手続費のうち、他事業者においても自前で実施可能なユーザ宅内の配線工事等に係る工事・手続きに関しては、接続約款の規制対象から除外を希望。 	ご指摘を踏まえ、2(2)①「指定電気通信設備制度の枠組み」の検討項目例として「ネットワーク構造の変化を念頭に置いたコロケーションルール等の在り方」を追加。
	NTT コム	<ul style="list-style-type: none"> 電力系事業者の敷設する光ファイバの取扱いについて 電力系事業者の敷設する光ファイバと NTT 東西の敷設する光ファイバの不可欠性に差異はなく、電力系事業者の光ファイバ自体についても NTT 東西と同等の取扱いとすることで設備競争が進展し、またサービス競争も進展すると考える。また、仮に開放義務が課される場合には、必然的に局舎のコロケーションスペースも開放されるべき。 	ご指摘を踏まえ、2(2)①「指定電気通信設備制度の枠組み」の検討項目例として、第一種指定電気通信設備の指定に係る現行制度の在り方の検証を追加。

	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 指定電気通信設備制度の在り方も、今後の通信市場のあるべき姿や方向性などを議論したうえで見直しが必要であるという結論ができれば、議論を行うべき。 	通信市場の方向性等については、1「IP化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方」の中で議論・検討する。
--	---------	---	--

(3) 接続料算定の在り方

項目	提出者	意見	考え方
① PSTN の接続料算定の在り方	QNet	<ul style="list-style-type: none"> 光 IP 電話と、従来の固定電話は、今後、家庭内の固定電話として混在していくものとする。固定電話の接続料算定については、IP ネットワーク設備と PSTN 設備を含めた混在モデルでのコストと IP 電話、PSTN 双方のトラヒックで算定するなど、IP 電話を考慮した新しい方式についても検討する必要。 	本項目における議論の参考とする。
	CTC	<ul style="list-style-type: none"> PSTN は、今後のトラフィック減に伴い、赤字基調で推移することは確定的である一方で、ユニバーサルサービス確保の観点からは、相当期間の維持が必要。 従って、PSTN の維持コストの負担の在り方を含めた全体的な議論が必要。 	同上
	NTT 東日本・西日本	<ul style="list-style-type: none"> IP 化の急速な進展等に伴う固定電話市場の縮小といった市場構造の急激な変化により、固定電話サービスにおいては、①高度な新技術の導入により大幅な効率化が図られるような環境にはなく、また、②市場規模の縮小による投資単価や保守用物品コストの上昇等のスケールデメリットが発生する状況。したがって、事業法第 33 条第 5 項に規定される「高度で新しい電気通信技術の導入によって、電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」、「新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるよう新たに構成する」といった長期増分費用方式の前提が、現実の事業環境にそぐわないものになっていることから、長期増分費用方式の適用を止め、実績コストが回収できる仕組みに見直しを希望。 当社の電話交換機は、ドライカップ電話や IP 電話等の普及・拡大に伴い、不可欠性がなくなっていくものと考えられ、将来的には指定電気通信設備の対象から除外する方向で検討を希望。 	同上
	NTT コム	<ul style="list-style-type: none"> 実際費用による算定値が LRIC モデルによる算定値を下回る等、モデル算定値が規制目標値としての有効性を失う場合には、何らかの新しい制度に移行する必要がある。 	同上
	ウィルコム	<ul style="list-style-type: none"> LRIC に替わる適当な接続料算定方法がないのは事実であるが、LRIC により算定された接続料原価はあくまでもベンチマークとして利用すべきであり、そのままプライシングされるべきではない。 	同上
	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> 現行の LRIC モデルにおいては、固定電話トラヒックの減少に伴い、今後、接続料が上昇して行くことが見込まれており、この問題を放置しておくことは認められるべきでない。接続料の算定方法の見直しについては、IP ベースの技術を前提としたモデルの開発や現行モデルの改善など複数の選択肢を用意した上で議論を行うべき。 また、IP 網への移行が進むにつれ、事業者間の接続トラヒックは従来の時間単位ではなくデータ量単位で測定することとなる可能性も考えられ、新たな精算制度への移行についても議論を開始すべき時期であると考えます。IP 網への移行期間においては、既存網との並存状態が当面は継続することや、急激な制度の変更は事業者の事業運営に大きな影響を及ぼす可能性があることを考慮すると、<u>当面の間は、現行の精算制度を基本としつつ、新たな制度について議論・検討を進めることが現実的。</u> 	同上
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> より適切な算定方法について検討することは必要だが、現時点では長期増分費用方式での算定が透明性が高く、適当。 	同上	
② 将来原価方式の在り	QNet	<ul style="list-style-type: none"> 加入者光ファイバの提供について、予測需要の評価など適正なコストを反映したものになっているか検証し、適正な料金とすべき。 	本項目における議論の参考とする。
	CTC	<ul style="list-style-type: none"> 将来原価方式を採用する場合の「予測需要と乖離した場合の適正以上の利益又は損失が発生するリス 	同上

		ク」の取扱いについて、慎重な検討が必要。	
NTT コム		<ul style="list-style-type: none"> ■ 市場構造の急速な変化に柔軟に対応するため、将来原価方式を用いる際には、予めその費用回収の過不足の扱いについて明確にされるべき。 	同上
KDDI		<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来原価方式は、以下のような一定の条件の下では合理的と考える。 <ul style="list-style-type: none"> ● 新規の電気通信役務の場合（実績が無い） ● 相当程度の需要が見込まれる電気通信役務の場合（接続料水準の予見性確保） ただし、将来原価方式を採用するにあたっては、以下を考慮すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ● 事前に事後精算について定められていない場合 <ul style="list-style-type: none"> →事後精算は認めるべきではない（後付ルールの禁止） ● 需要の予測値と実績値が大幅に乖離したことにより、算定期間中に接続料の見直しが必要となった場合 <ul style="list-style-type: none"> →算定期間を調整する等の方法により大きな水準変動を回避すべき 	同上
K-OPT		<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下、下線部について追加を要望。 〔検討内容〕 電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要が見込まれる場合、接続料の原価算定は予測需要に基づく将来原価方式を用いることができるが、市場構造の急速な変化に対応した見直しが必要か。また、当初予測した需要と大幅に乖離する設備について、原価算定方法を見直す必要があるか。 〔理由〕 雑誌の記事等より、開放義務が課せられている NTT の光ファイバは、当初算定したよりも大きく原価割れしていると聞いている。弊社では、NTT が「NTT グループ中期経営戦略の推進」で表明された、2010 年に B フレッツ 3000 万提供を目指す中で、その原価をさらに下方修正し、料金の優位性を NTT の体力まかせで確保しているのではないかと懸念するところ。適正な料金設定、公正な競争を促進するためにも考慮すべき。 	<p>ご指摘を踏まえ、2(3)②「将来原価方式の在り方」の検討項目例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西の光ファイバに係る接続料の妥当性の検証 ・ 接続料の算定時に想定した需要見込みとその後の実際の需要が大きく乖離した場合の当該接続料の見直しの在り方を追加。
NTT 東日本・西日本		<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在、将来原価方式を採用している接続料について費用回収の過不足が発生した場合の取扱いに関する明確なルールが整備されていないが、本来、接続料は、算定方式の如何にかかわらず、原価が適正に回収されるように設定すべきものであることから、当該費用の過不足分を適正に回収できるよう、早急に接続ルールの整備を希望。 ■ また、既に将来原価方式を用いて算定している接続料についても、算定期間が完了する時点で過不足が生じる場合には、その過不足分を適正に回収できるようにする必要がある。 ■ また、加入者光ファイバの接続料については、平成 13 年～平成 19 年の 7 年間の将来原価方式により算定しておりますが、算定期間の半分以上の期間が経過した現時点において、実績コストと予測コストとの間に大幅な乖離が生じており、料金算定期間に適正なコスト回収をすることが困難であることが明らかであるため（下表参照）、料金算定期間中であっても、早急に見直す必要がある。 	同上

		【東西計】 加入者光ファイバコストの実績及び接続料申請における予測の比較								
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H13~H19	
1芯あたりコスト	実績	19,585円	19,050円	17,193円	13,791円	—	—	—	(16,273円)	
	予測	19,421円	13,841円	9,827円	6,986円	4,514円	3,226円	2,647円	5,074円	
()内はH13~16の平均										
	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> 市場環境が急速に変化する中、将来の需要予測がより困難な状況となっているものとする。したがって、将来需要に基づき算定される網機能改造等に係る接続料に関して、需要予測の算定の方法や需要予測が一定の範囲を超えて外れた場合の事後措置の在り方について、何らかのルール化が必要。 								同上
③ その他「接続料算定の在り方」について検討すべき事項	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> 接続料の算定における法定耐用年数について、現行設定値 6 年から諸外国と同一水準に変更することを検討すべき。 								2(3)「接続料算定の在り方」における議論の参考とする。
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> 接続料の算定については、方式等、技術的に複雑化・専門化しがちであるが、恣意性を排除するためにも、分かりやすいルールを基本とすべき。 								同上
	フュージョン	<ul style="list-style-type: none"> 現行のLRIC方式は、通信量の減少に通信設備の減量が追いつかないため、値上げという悪循環に陥っています。その状況で設備使用料を1回1秒単位で精算する意味は薄れている。設備コストの固定費用が占める比率が大である前提で、接続回線数比で按分する等の固定費負担方式を提案。 								同上
	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西の東西別接続料の設定 現状、NTT東西の一部の接続料については東西均一の接続料が設定されています。この東西均一の接続料の設定は、NTT東西間のヤードスティック競争の促進を阻むと同時に、事業者間の公正競争を阻害するものであり、改めて見直しの議論を行うべき。 								同上
	KVH	<ul style="list-style-type: none"> 長期増分費用方式における接続料の算定の仕方について、この費用配分方式は、確かに公正競争を検討するためには有効な方式であったが、実行方法が難解で（例えば、理想的なネットワーク構築に関するコスト配分方法等）かつ、PSTNのうち、固定通信のみに導入してきたと言う点で欠点があった。また、その煩雑な決定方法により、すなわち、過ぎ去った年度のトラフィックを確定しなければ、確定値がないという欠点から毎年度末に精算処理を必要とするといった実効性にも難点があった。よって、今後も長期増分費用方式の利用を継続されるなら、携帯も含めたPSTNとIP網について、一様にこの方式を導入されることが、公正である。そして一度妥当な接続料が決定されたら、煩雑な会計処理を避けることから、その接続料の有効期間を3年程度とするのが望ましく、長期増分費用方式の在り方についての再度検討に賛同。 								同上
SBB・JT	<ul style="list-style-type: none"> 事後精算制度の在り方について、アジェンダに追加すべき。 <p>[理由] 実際費用方式・LRIC・将来原価方式の問題は、何を原価とみなすかということに帰着すると考えます。その意味においては、原価算定方式の在り方とあわせ、事後精算制度の在り方についても検討を行う必要がある。</p>								ご指摘を踏まえ、2(3)③「その他」の接続料算定の在り方について検討すべき事項例として「実績原価方式により算定されている接続料について、通信量が確定した後に行われている現行の事後精算制度の在り方」を追加。	
NTT コ	<ul style="list-style-type: none"> 番号ポータビリティに係る接続料負担の在り方 								必要に応じて2(3)③「その他」の接	

	ム	<p>番号ポータビリティに係る接続料については、市場環境が制度導入当時と大きく異なっていることを踏まえ、料金設定事業者が費用負担する現行制度を見直すべきであり、<u>受益者負担の観点から、移転先事業者がその基本料対応コストとして費用負担すべき。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 直収電話等の接続料の在り方 NTT 東西以外の事業者の提供する直収電話及び V0IP の接続料については、各直収電話・V0IP サービス網は当該番号への着信においてその利用が不可避であり、また接続事業者から徴収する接続料収入は自社サービス料金の値下げ原資に充当する可能性があることから、<u>LRIC で算定された接続料の値上げに追随した値上げは、公正競争を阻害する可能性がある。</u> 	<p>続料算定の在り方について検討すべき事項として議論・検討する。</p>
--	---	---	---------------------------------------

(4) 接続形態の多様化への対応

項目	提出者	意見	考え方
① IP 化に対応した接続形態の検証	K-OPT	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下、下線部について追加いただくよう要望。 〔検討内容〕 IP 化が本格化する中、ピアリング（・・・中略・・・）やトランジット（・・・中略・・・）の占める率が高まってくると考えられるか。その場合、<u>現行 PSTN 網の相互接続ルールを踏襲する必要があるか。</u>また、<u>事業者間の相互接続を円滑にすすめるために、何らかのしくみを構築する必要があるか。</u>さらに、<u>これらを進めるに当たって、公正競争の確保の観点から競争ルールとして検討すべき事項はあるか。</u> 〔理由〕 IP 網を中心とした相互接続においては、現状の PSTN 網での接続ルール（例えば毎年の事業者の相対によるアクセスチャージの交渉など）を、必ずしもそのまま踏襲する必要性はないことから、より効率的な運用を目指し、相互接続事業者が一体となって検討する必要がある。 	<p>本項目における議論の参考とする。</p>
	QNet	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方の ISP については、東京など大都市に集中しているインターネット接続ポイント（IX 等）まで接続しにくいケースが多く、ブロードバンドの普及により回線容量も大きくなり、地方からの中継線コストも増大している。 ■ 地方のデジタルデハイド解消の観点から、インターネット接続に係るコストの地域格差の是正が必要であり、<u>一定以上のシェアを有する ISP を指定対象とするなど、地方も大都市圏と同等の条件（コスト）でインターネット接続ポイントが調達できるようなルールを検討すべきと考える。</u> 	<p>同上</p>
	日本 CATV 連盟	<ul style="list-style-type: none"> ■ エンドユーザーにとって安心・安全なサービスを確保するためには、信頼できるトラフィックが維持・担保されることが必須であり、特に、<u>不正トラフィックについては規制、罰則ルールの検討を行うべき。</u> 	<p>同上</p>
	CTC	<ul style="list-style-type: none"> ■ ピアリング等、接続条件を個別協議により決定する場合は、支配的事業者がその優越的地位を利用して有利な条件を強要することが危惧される。 ■ 公正競争を確保するため、支配的事業者の優越的地位の濫用を排除する仕組みについて、検討する必要がある。 	<p>同上</p>
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保有経路数やトラフィック量と市場支配力の関係についても着目すべきであると考えている。 	<p>同上</p>
	NTT 東日本・西日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP 網同士の事業者間取引（接続料）については、従来の電話のような一律の接続料体系ではなく、インターネットの世界における ISP 間の取引を参考にしつつ、多様なビジネスモデルにも柔軟に対応できるよう、事業者間の協議により、<u>ビジネススペースでの取引条件（ビルアンドキープ方式、定額料金等）を自由に決められるようにすることが必要。</u> 	<p>同上</p>

	NTT コム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者網相互間のトラフィック交換や、他事業者網からのトラフィック中継は現行のPSTNでも行われており、PSTNの代替となるIP網においても同様の接続形態をとろうと考えるが、IP網間の接続に関しては、多様化するビジネスモデルに柔軟に対応する必要があることから、原則事業者間の協議に委ね、市場動向を見守りつつ、必要に応じて事後に対応すべき。 	同上
	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP化の進展によって、今後、事業者間の接続形態がピアリングやトランジット等により多様化することが考えられますが、どのような接続形態を採用するかについては、基本的に事業者間の交渉にゆだねるべきと考えます。ただし、市場支配力を有する事業者が存在する場合は、接続交渉においてその影響力が濫用されることを回避すべく、事業者間の公正な競争条件を確保するという観点から、IP網の接続に関する最低限のルール化が必要。 ■ 相互接続性の確保のため、事業者間の責任分界をどのように設定するのか、エンド・トゥ・エンドの接続性・運用性をどのように確保すべきかといった点等、運用面の観点からの最低限のルール化も必要。 	同上
	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP化に対応したネットワーク構造の変革を議論する上において、どのような接続形態の可能性の検証は、競争政策を議論するうえでも、検討が必要です。(プライオリティA) 	同上
② その他「接続形態の多様化」について検討すべき事項	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ 競争の舞台は、中継サービス領域からアクセス領域に移行。 ■ IP化の時代を迎え、設備コストの大半がアクセス部分に集中するため、アクセス部分の独占性は一層高まる。従来以上にアクセス部分での独占性の弊害を除去する必要あり。 ■ 他事業者がIP網を整備するには、電電公社時代に構築された設備の開放が不可欠。 <ul style="list-style-type: none"> ● 光ファイバ（加入者回線／県内中継回線）、NTT局舎（コロケーション） ■ 中継ファイバの有効利用のため、WDMの活用 ■ 利用部門と同等な条件での他事業者への設備撤去計画・空きスペースに関する情報の公表 	2(5)「接続形態の多様化への対応」における議論の参考とする。
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多様な接続形態における、エンドーエンドのセキュリティや相互接続、品質の確保等の観点についても検討すべき。 	必要に応じて4「その他の政策課題」において議論・検討する。

(5) その他「今後の接続政策の在り方」について検討すべき事項

項目	意見		考え方
	提出者		
	QNet	<ul style="list-style-type: none"> ■ 固定と携帯の融合サービスが今後進んでいくと考えられるが、指定電気通信事業者（NTTドコモ）との協業については、誰もが、NTTグループ（NTT東西）と同等な条件でFMCができるようにすべき。 	2(4)②「NTTグループに係る公正競争要件の在り方」等における議論の参考とする。
	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者間の識別・精算方法についても検討すべき。 	必要に応じて2(3)③「その他」の接続料算定の在り方について検討すべき事項として議論・検討する。
NTT東西の各種手数料等の算定方法について	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTT東西が設定する料金回収手数料などの各種手数料の算定方法については、その在り方について、再度見直しの議論を希望。 	同上
	SBB・JT	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2(1)①等で述べたとおり、「現行の問題の総括」をアジェンダに追加すべき。 [理由]有効に機能したかどうかの評価だけでなく、不十分な点についても総括すべき。 	2(1)①「電気通信分野におけるこれまでの接続ルールの検証」の検討事項に含まれる。
コロケーションル	ボーダ	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTT東西の収容局等におけるコロケーションのルールについては、情報開示内容およびその更新頻度等 	ご指摘を踏まえ、2(2)①「指定電気通

ルについて	フォン	<u>の点で、現状、十分であるとは言えず、その整備は急務である。</u> IP 化進展後のネットワーク構成や局舎の在り方がどのように変化するか明確ではないが、当該ルールは IP 化が進展しても公正な競争を維持するために不可欠なものである。	信設備制度の枠組み」の検討項目例として「ネットワーク構造の変化を念頭に置いたコロケーションルール等の在り方」を追加。
第一種指定電気通信設備接続会計規則について	ボードフォン	■ 第一種指定電気通信設備接続会計規則は、当該電気通信設備に係る接続料の適正な算定に資することを目的としているが、現行規則が接続料の妥当性を検証する上で十分な内容になっているか再度見直しの議論を行うべき。また、NTT 東西の構造分離の議論と合わせて、管理部門と利用部門間の費用の配賦方法などについて再度検証を行う必要がある。	ご指摘を踏まえ、2(2)①「指定電気通信設備制度の枠組み」の検討項目例として「ネットワーク構造の変化に対応した接続会計の在り方」を追加。
メタル回線の撤去について	KDDI	■ メタル回線の撤去に関しても、NTT 東西の指定設備管理部門からみて、指定設備利用部門と接続事業者の同等性を確保する必要がある。NTT 東西では、自らの指定設備利用部門の状況等を踏まえ、指定設備管理部門がメタル撤去計画を策定するものと想定（もしくは指定設備管理部門／指定設備利用部門の明確な区別なく計画を作成している可能性あり）。については、接続事業者も指定設備利用部門と同等に、メタル回線の撤去に関する計画策定の議論に参画できることが必要。	2(6)「次世代ネットワーク構築に向けた環境整備の在り方」等において議論・検討する。
オープンなネットワークの構築	KDDI	■ 技術的な標準と公正競争は別。／技術的な標準が公正競争を保証する訳ではない。 ■ 例えば電話のネットワークも標準化されていたが、長い間接続点は ZC に限定され、接続料も高止まりしてきた。その後、公正競争の促進のため、接続点が拡張／GC 接続や加入者回線のアンバンドル等が実現し、接続料算定方式も改善されるなどの措置がとられてきた。 ■ まずは NTT が次世代網に関する計画の詳細を明らかにした上で公正競争の実現にどのような条件が必要か議論を深めるべき。	同上

3. 今後の料金政策の在り方

(1) 料金政策に関する基本的視点

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
① 電気通信事業分野におけるこれまでの料金政策に対する評価	ACCA	■ これまでの料金政策は有効に機能してきたと考えているが、新しい通信手段の導入等により、これまで適正な料金水準であったものが高くなり利用者の利益を損ねるおそれがある。 このようなケースにおける利用者利益確保のための料金政策を検討することが求められる。	本項目における議論の参考とする。
	CTC	■ 料金施策の評価、見直し等については、「競争が進展しているかどうか」を客観的に判断すべきであり、「事業者間のシェア、支配的事業者の有無」という視点が重要。	同上
	富士通	■ ブロードバンドを初めとして料金低廉化が進んでおり、有効に機能したと評価できる。	同上
	ボードフォン	■ 電気通信事業者においては、安定的・継続的な役務提供や利用者利益の保護が、重要な責務であると認識しています。そうした観点から、コストに基づく適正な料金水準の確保が図られることを目的とした現行の料金政策は基本的に有効なものであり、IP 化の進展によりサービスの多様化・統合化が進んだとしても、この基本的な原則は維持する必要がある。	同上
	YOZAN	■ NTS コストに NTT 東西の経営効率化が反映されていないこと、東西均一接続料の考え方が反映されていないこと等から一概に有効であったとは言い切れない。	2(1)①「電気通信事業分野におけるこれまでの接続ルールの検証」における議論の参考とする。
② 市場環境の変化に即して見直し（又は維持）が必要と考	CTC	■ 料金施策の検討にあたっては、市場支配力の有無を考慮すべき。	本項目における議論の参考とする。
	NTT 東日本・西	■ 料金・サービスが認可制から順次自由化されたことにより、多種多様なサービスや選択制の料金メニューが提供されるとともに、相対契約が可能となることにより、個々の企業のニーズに対応したサービ	同上

えられる事項	日本	<p>スが提供される等、料金・サービス面での競争は促進されてきたところではあるが、当社だけには、依然として、プライスカップ規制、指定電気通信役務規制といった非対称規制が課せられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ しかしながら、ネットワークのオープン化やアクセスチャージの低廉化等により、①電話については、基本料を含め全分野で競争が進展、②専用については、需要がデータ系・IP系サービスへシフトする中で他事業者との熾烈な競争が進展、③Bフレッツ等の光IPサービスについても、電力系事業者等と熾烈な競争が進展する等、<u>規制対象サービスについても、既に十分、競争原理が働き、料金の低廉化等が実現している。</u> ■ <u>したがって、プライスカップ規制や指定電気通信役務規制といったユーザ側の料金規制は、ユニバーサルサービス（高コストエリアの加入電話の基本料等）を除いて廃止を希望。</u> 	
	ポータフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>コストに基づく適正な料金水準の確保という基本原則の下で、特定電気通信役務などの一部を除きデタリフ化を認めている現状の政策は、料金の多様化や利用者利便の向上といった観点から適切なものであり、今後もこの政策を維持することが有効である。</u> ■ <u>市場支配的な事業者による自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供の禁止などの、市場支配的な事業者に対する各種行為規制については、独占禁止法だけでなく電気通信事業法においても引き続き維持することが必要。</u> 	同上
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>競争が有効に機能することを前提に、基本的に市場に任せるべき。</u> ■ <u>一方、単一的な料金競争に走りすぎ、社会・産業の基盤である通信インフラへの適正な投資が行われなくなるような制度設計が必要である。</u> 	<p>本項目における議論の参考とする。</p> <p>また、通信インフラへの適正な投資については、ご指摘を踏まえ、4(1)「通信網増強のためのコスト負担の在り方」を追加。</p>
	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>基本的には、ユーザ料金に関しては、各事業者の経営判断によるべき。</u> ■ <u>現在行われている利用者料金と接続料金の関係の検証を、ブロードバンドサービスを中心に詳細化する等、新たなルール作りが必要。</u> 	<p>ご指摘を踏まえ、2(3)③「その他」の接続料算定の在り方について検討すべき事項例として「NTT東西の接続料と利用者料金との関係を検証する手法（スタックテスト）の有効性」を追加。</p>
	QNet	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>上位レイヤーのコンテンツ、アプリケーション提供者は、インターネットバックボーンコストを負担することなく自由にユーザへサービスを提供し収益を確保することが可能になっている。</u> ■ <u>今後は、映像等大容量のコンテンツ、アプリケーションが急速に進展することが考えられるため、インターネット接続サービス提供事業者が構築するバックボーンコストの負担増大が懸念される。</u> ■ <u>このため、上位レイヤーのコンテンツ、アプリケーションサービスを提供する事業者も含めて、ネットワークインフラコストを公平に負担するルールが必要。</u> 	<p>ご指摘を踏まえ、4(1)「通信網増強のためのコスト負担の在り方」を追加。</p>
	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>IP化により1ユーザあたりの収入減少が想定される中、設備を有する事業者に偏った負担とならないような検討が必要。</u> 	同上
③ その他「料金政策に関する基本的視点」として考慮すべき事項	日本CATV連盟	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>市場は刻々と変化しており、技術革新により一変するため予測が付かない。</u> <u>したがって、政策に依存せずNTTに対するドミナント規制のもとで、市場原理により市場環境の変化に対応すべきである。</u> 	3(1)「料金政策に関する基本的視点」における議論の参考とする。
	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>競争政策のツールとしての料金政策についても、競争政策のフレームワークや設備のボトルネック性についての議論を踏まえた上で議論を行うべき。</u> 	本懇談会における議論全般の参考とする。
	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>垂直統合型の競争においては、通信と放送が融合するため、電波利用料制度についても、通信と放送が公平になるよう考慮すべき。</u> 	必要に応じて4(2)「その他、競争政策との関連において検討すべき課題」に

	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ インフラとサービス、端末とサービス等においてコストや価値が適正に分配されているかどうか（インフラや端末等の開発投資インセンティブへの影響）を考慮すべき。 	<p>おける議論の参考とする。</p> <p>ご指摘を踏まえ、インフラとサービスなどのコスト負担の適正性については、4(1)「通信網増強のためのコスト負担の在り方」を追加。</p>
--	-----	--	--

(2) プライスキャップ規制の在り方

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
① プライスキャップ規制に対する評価	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ プライスキャップ規制については、有効に機能。 	本項目における議論の参考とする。
	ACCA	<ul style="list-style-type: none"> ■ プライスキャップ制については今後も引き続き継続する必要がある。 	同上
	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ 料金の届出制、<u>データリフ化の中で市場支配力を有する事業者の値上げ抑止という観点から</u> <u>プライスキャップ規制は有効に機能してきたと考えられる。</u> ■ しかしながら、本来は事業者間の競争が機能することによりユーザ料金が決定されることが望ましい。 ■ 例えば、電気通信の自由化以降値上げ傾向にあった電話の基本料はドライカップ開放の接続ルール整備により、当社等の競合事業者の参入があり、値下げされた。こうした実態を踏まえ、競争を維持・促進する政策を推進して頂きたい。 	同上
② プライスキャップ規制の見直しの必要性	日本CATV連盟	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>プライスキャップ規制は、市場の変動によりその規制値が変動されるべきである。</u>また、規制値の策定・制定は国民・視聴者の利益のため、広く議論がなされるべきである。 	同上
	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公正競争の確保からも<u>プライスキャップ規制は重要であり、その見直しについては必要がない。</u> 	同上
	NTT 東日本・西日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在プライスキャップ規制を受けているサービス（電話・専用）については、競争により既に料金の低廉化が進んできており、また、加入電話の基本料についても、ドライカップを利用した直収電話の参入により、ユニバーサルサービス基金の対象とされた高コストエリアを除いて、競争市場であるとされたところ。 したがって、<u>プライスキャップ規制の対象は、ユニバーサルサービス基金の対象とされた高コストエリアの加入電話の基本料等に限定を希望。</u> ■ また、料金上限水準の決定にあたっては、安定的なユニバーサルサービスの維持を図る観点から、以下の点の反映を希望。 <ul style="list-style-type: none"> • 「X値」は、<u>需要減少に伴って発生するスケールデメリットを反映した水準。</u> • 「NTSコスト」の付替分は、<u>制度変更分として外付けで取り扱う。</u> 	同上
	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>マイラインにおける市内通話やドライカップを利用した電話サービスの登場などによる競争の進展により、</u> <u>プライスキャップ規制の当初の目的である上限価格の規制は、その役割を終えつつある。</u> <u>プライスキャップ規制の見直しにおいては、市場支配的な事業者によるプライススクイズなどを念頭において下限規制も含めた幅広い検討が必要。</u> ■ IP化の進展により、<u>適宜、プライスキャップ規制の適用範囲については、見直しを行うことが適当。</u> 	同上
③ その他「プライスキャップ規制の在り方」について検討すべき事項		(意見なし)	

(3) 新しい料金体系への対応

項目	意見		考え方
	提出者		
① ビジネスモデルの多様化に対応した料金政策の必要性	QNet	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指定電気通信事業者（NTT ドコモ等）が、他の事業者と協業し、トリプルプレイやクワトロプレイなどをセットでサービス提供する場合、公平性の観点から、競争相手先の違いにより提供条件（サービス内容、料金、キャンペーン内容など）が異なることがないよう、ルール化すべき。 ■ 指定電気通信事業者が、キャンペーンなどにより料金の割引を行う場合には公平性の観点から、地域を限定した対応は行うべきではなく、サービスエリア全域に対し同じ対応をすべき。 	本項目における議論の参考とする。
	NTT ドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 料金については規制緩和を受けた事業者の創意工夫により低廉化・多様化してきた経緯もあり、かかる自由競争の観点からの政策運営がなされるべき。 	同上
	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 競争が有効に機能することを前提に、基本的に市場に任せるべきであり、事前規制は不要。 	同上
	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市場支配力の濫用を排除するような構造を持たせる必要がある。 	同上
	日本CATV連盟	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービス品質ごとの適正料金： 規制緩和、IP 化の進展によって様々な事業者が複雑・多様なサービスを提供していくため、サービスの品質がばらつくことが予想される。 これからの料金政策ではどのように品質の差を捉え、表示していくかのプロセスが必要になるであろうし、サービス品質ごとの適正料金の定義が行われるべき。 ■ バンドル型通信サービスの料金： 垂直型サービスレイヤーにおけるバンドルサービスにおいては、NTT が複数のレイヤーを統合したバンドルサービスを行った場合、NTT によるドミナントが促進される。 NTT においては、複数レイヤーのバンドルサービスが規制された上でのバンドル型通信サービスが、ユーザビリティの観点から必要である。 ■ ベストエフォート型料金： ベストエフォートサービスにおいては実測値と表現値の格差が広がり、ユーザビリティの観点から混乱を招いていることは否めない。 販売において明確にすべきは提供されるサービスの的確な値であり、一観点からは誇大表現となる現状は是正されるべき。 消費者は購入に当たりの的確な値を知る権利を有する。実測値の測定は困難であるが、表示値と実測値の誤差が明確な場合何らかの規制を設け、また、的確な表示値を表すための基準を策定すべき。 	本項目における議論の参考とする。 また、ご指摘を踏まえ、3(3)②「その他「新しい料金体系への対応」について検討すべき事項」として「電気通信市場における料金の適正化を図る観点から市場監視（モニタリング）の機能強化を図る必要性があるとすれば、そのような方策が考えられるか」を追加。
	ACCA	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者に対するサービス料金についてはサービスの多様化等の観点から基本的には規制は必要ないと考えているが、ユニバーサルサービスとの組合せによる料金設定については、ユニバーサルサービス提供事業者が有利になる可能性があるためユニバーサルサービスとの組合せ型については規制が望ましい。 	同上
	CTC	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支配的事業者のレイヤーの異なるサービスを組み合わせたバンドル料金等は、他事業者の追従が困難となる可能性がある。 ■ 公正競争を確保するため、料金施策においても支配的事業者の優越的地位の濫用を排除する仕組みを検討していく必要がある。 	同上
	NTT 東日本・西	<ul style="list-style-type: none"> ■ ブロードバンド市場は、これから発展していく市場であることから、ブロードバンドサービスの普及・拡大を図るためには、各事業者の創意工夫を促し、多様なビジネスモデルに対応した柔軟かつ自由な料 	同上

	日本	<p>金設定を可能にして、新サービスの多様化と料金の低廉化を促進することが必要であり、それが利用者利便の向上にも資する。</p> <p>したがって、事前に料金上の規制を課すことなく、仮に自由競争の結果弊害が生じた場合に、それを事後的に是正するアプローチを採用することが適当。</p>	
NTT コム		<p>■ 原則自由競争とすべきであり、問題が生じた、もしくは問題が生じる可能性がある場合に、<u>事後的に対応することとすべき。</u></p>	同上
ボーダフォン		<p>■ IP 化の進展によるビジネスモデルの多様化により、今後、電気通信事業分野以外の市場において市場支配力を有する事業者が、電気通信事業以外の分野からの内部相互補助により、電気通信事業分野において不当な競争を引き起こす料金設定を行うなどの様々な問題が発生して来る可能性がある。電気通信サービスの安定的な提供を阻害する恐れのあるこうした行為については、今後、想定されるビジネスモデルを類型化し、公正取引委員会と総務省で作成されている「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」において、禁止すべき行為として明文化していく必要がある。</p>	同上
SBB・JT		<p>■ 「垂直統合型ビジネスモデルが進展していく中での市場支配的事業者による「不当な取り扱い」の範囲の在り方」について、アジェンダに追加すべき。</p> <p>[理由]現状の市場支配的事業者に対する行為規制については、総務省および公正取引委員会のガイドラインによって、不当な取り扱いの範囲が示されている。しかしながら、レイヤー間の垂直統合型のビジネスモデルが進展する中で、各レイヤーの市場支配的な事業者の不当な取り扱いについて、検討を行う必要がある。</p>	ご指摘を踏まえ 2(4)「指定電気通信設備制度を踏まえた公正競争確保要件の在り方」を追加。
KDDI		<p>■ NTT 東西を軸とした一体営業 グループ内バンドルサービス、セット割引⇒ グループ一体営業に直結</p> <p>■ KDDI のスタンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 例えば仮にシェア 50%を超える支配的事業者である NTT 東西等が、グループ内外の事業者を区別することなく他事業者と共同でバンドルサービスやセット割引サービスを提供する姿勢を示した場合でも、持株会社制が存続する限り、例えば以下のような問題が生じる。 <p>NTT グループ外の事業者が NTT 東西等への提供が求められる情報等（当社想定）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 設備面：予定サービス、需要 等 →競合会社グループの一員である NTT 東西等に、当該情報を提供することは現実的でない。 ② 営業面：サービスの特徴、販売方針、営業トーク 等 →例えば NTT 東西等が前面にたって営業する場合、「NTT グループ（NTT 東西等と NTT〇〇）が提供する△△サービスよりこの点が有利」と、NTT 東西等の社員が対応することは困難。 <p>①/② 実際、NTT 持株会社が NTT グループ戦略を策定しているように、グループ一体でサービス戦略を推進していることが明確。そのグループ内の事業会社に、上記情報等を伝えることはあり得ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仮に、NTT 東西等が、不当な差別的取扱や優遇を回避する観点から、グループ内外を問わず他事業者と公平にバンドルサービスやセット割引を提供する姿勢を示した場合でも、NTT が持株会社制である以上、上記のとおり真に公正な競争とはなり得ない。 ● また、NTT 再編成等の際、サービスを事業会社毎に帰属させることにより、営業の独立を確保する措置を講じた経緯がある。グループ会社間のバンドルサービスやセット割引等は、すなわち提供会社間で一体営業することも意味しており、NTT 再編成等の趣旨を形骸化させることとなる。 ● 以上を踏まえ、NTT のバンドルサービスやセット割引の提供は、持株会社制の廃止を含め、厳格な公 	NTT グループの資本分離や構造分離に関する意見については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」や 2(4)②「NTT グループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。

		<u>正競争条件の確保を前提にすべき。</u> →持株会社制の廃止以外に具体的などのような条件が必要か、議論を深めるべき。	
② その他「新しい料金体系への対応」について検討すべき事項	富士通	■ 料金やサービスが一層多様化・複雑化すると想定されることから、料金やサービスレベルの差が消費者に明示され、消費者が正しく選択できるようにするため、 <u>消費者保護の観点からの施策が必要。</u>	3(3)「新しい料金体系への対応」における議論の参考とする。
	KDDI	■ 現在行われている利用者料金と接続料金の関係の検証を、ブロードバンドサービスを中心に詳細化する等、新たなルール作りが必要。	ご指摘を踏まえ、2(3)③「その他」の接続料算定の在り方について検討すべき事項例として「NTT東西の接続料と利用者料金との関係を検証する手法(スタックテスト)の有効性」を追加。

(4) その他「今後の料金政策の在り方」について検討すべき事項

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
利用者料金と接続料の水準の在り方	SBB・JT	■ 「利用者料金と接続料の水準の在り方」について、アジェンダに追加すべき。 [理由] レイヤー間の垂直統合型ビジネスモデルが進展する中で、水平分業型ビジネスモデルとの競争を促進するためには、垂直統合型ビジネスを行う市場支配的事業者が提供する下位レイヤーのサービスを上位レイヤーの事業者が利用する場合に、卸の料金が競争を促進する上で妥当なものである必要がある。 特に、IP化が進展する中でもボトルネック性が残る設備の接続料については、 <u>利用者料金と接続料+小売料金の水準についてのチェック(スタックテスト)が必要。</u> 具体的には、現状、接続約款認可の際に、データ系についてはこうしたチェックが行われているが、その他のサービスへの適用や、料金変更命令等のルール整備が必要。	ご指摘を踏まえ、2(3)③「その他」の接続料算定の在り方について検討すべき事項例として「NTT東西の接続料と利用者料金との関係を検証する手法(スタックテスト)の有効性」を追加。

4. その他の政策課題

項 目	意 見		考 え 方
	提出者		
	フュージョン	■ 通信と放送の融合に際して、NTTの放送等への参入・映像コンテンツへの事業拡大が想定されます。現在のNTTは資本で結ばれた実質1社体制です。この状態で放送分野に参入した場合、NTTは物理網レイヤーからコンテンツ・アプリケーションレイヤーまで垂直統合により、1社で提供する巨大通信・放送事業者になることを危惧。 <u>垂直統合型ビジネスモデルだけでなく、各レイヤー間に複数の事業者が存在できる競争環境が整備されることを要望。</u>	1(2)③「垂直統合型のビジネスモデル」に対応した公正競争確保の在り方」及び2(1)③「垂直統合型のビジネスモデルにおける市場支配力と公正競争確保の在り方」において議論・検討を行う。
情報通信事業分野における独占禁止法との関係	富士通	■ プラットフォームレイヤーでの市場支配力によって他のレイヤーにおいても競争が有効に機能しない場合等、電気通信事業法では規制出来ない分野についての競争ルールをどう考えるのかについても、独占禁止法や、総務省・公正取引委員会の共同ガイドラインとの関係から検討が必要。	同上
アクセス網の高度化のプロセスについて	イー・アクセス	■ NTTの中期経営戦略では、アクセス網の光へのマイグレーション計画を2010年までに策定する、と述べられていたが、いまだにその計画の一端はおろか、開示のスケジュールさえも明確にしていない。 世界で最先端にあるブロードバンドサービスのかなりの部分がNTTのアクセス網に依存しており、その将来計画はNTTの経営にとどまらず、日本の通信市場全体に大きく影響を及ぼす大きな問題。 <u>アクセス網の高度化はどのようなプロセスにより達成することが市場にとって望ましいのか、その中で</u>	ご指摘を踏まえ2(6)「次世代ネットワークの構築に向けた環境整備の在り方」を追加。

		公正競争をどの様に担保していくのか、検討のアジェンダに加えていただく事を希望。	
放送との融合	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国におけるトリプルプレイでの競争進展等も分析・考慮し、様々なサービス融合の進展を促進するような競争の在り方を考慮すべき 	本懇談会における議論全般の参考とする。
情報通信産業全体の発展	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報通信産業全体の発展 情報通信産業が、ユビキタスネット社会における社会・産業基盤であると同時に、日本の国際競争力向上に大きく貢献し得る可能性を有するという観点から、コンテンツやプラットフォーム、端末、半導体等を含めた産業全体での将来ビジョンや戦略が必要である。電気通信事業分野における競争政策の検討に当たっては、<u>情報通信産業全体の発展を加速化させるよう、広い観点からの議論が必要である。</u> 	同上
屋内配線のポトルネック性	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ ポトルネック設備の開放施策については、日本におけるブロードバンド市場の拡大に大きく貢献してきたと認識していますが、<u>“屋内配線のポトルネック性”は、新たに課題とすることを希望。</u> ブロードバンド市場が拡大していく中、屋内配線をブロードバンド対応にしていくことが必要となりますが、接続事業者のDSLタイプ2(専用線型)サービスの屋内配線工事をNTTが打ち切ることを一方的に通告されるなど、問題が生じています。現状では屋内配線は事業法の範囲外と弊社は理解しているが、NTTのみがドライカップの延長線上で屋内配線を有利な条件で扱うことが出来るならば、NTT営業部門と接続事業者の間におけるアクセスの平等性の観点で問題があると考えざるを得ないため、屋内配線のポトルネック性と規制の在り方について議論を行っていただくことを希望。 	ご指摘を踏まえ、2(2)①「指定電気通信設備制度の枠組み」の検討項目例として「ネットワーク構造の変化を念頭に置いたコロケーションルール等の在り方」を追加。
	QTN	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「1××」の3桁サービス、「0××0」の4桁番号サービスやデジタル放送での双方向サービス等に利用される通信サービスなどの相互接続については、事業者間の接続ルールが確立されておらず、事業者間の個別協議に委ねられている。 ■ 既に社会に浸透しており、代替性の低いサービスについて相互接続ができない期間が長期化することは、利用者がIP電話事業者を選択する上で公平な競争を阻害する要因となるため、<u>公平な接続ルールの確立について検討を行うべきである。</u> 	必要に応じて2「今後の接続政策の在り方」において議論・検討を行う。
	YOZAN	<ul style="list-style-type: none"> ■ フルIP化した場合の技術基準の見直し、<u>IP通信の経路が動的化することによる責任の考え方</u>について検討する必要がある。 	「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」については、現在、情報通信審議会に諮問されている。 また、IP通信の経路が動的化することによる責任の考え方については、必要に応じて4(2)「その他、競争政策との関連において検討すべき課題」として議論・検討する。
都道府県単位の指定電気通信制度の検討が今後もふさわしいのかの検討	KVH	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現状の指定電気通信制度は都道府県がひとつの指標として利用されている、<u>IP時代においては、地域性を加味して決定することが不適当と考えられるので、新たな指定制度を考えるべきではないか</u>と考えるので、この指定方法の存続意義について検討を希望。 	2(2)①「指定電気通信制度の枠組み」において議論・検討する。
移動体事業者の接続ルール ・第二種指定電気通信設備の指定基準	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現行の指定基準である、加入者回線シェア25%超をEUの支配的事業者の基準である40~50%に変更すべき。 	ご指摘を踏まえ、2(2)①「指定電気通信設備制度の枠組み」の検討項目例として「第二種指定電気通信設備の指定にかかる閾値(ベンチマーク)の在り方」を追加。

	QNet	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指定電気通信設備の開放により、新規参入が促がされているが、NTT 東西が圧倒的なシェアを有する固定電話サービスのために構築してきた営業体制等（顧客情報含む）を IP 関連サービスに活用することは、公平な競争を阻害する一因になると考えられる。 ■ <u>ブロードバンド市場における競争政策の基本的視点として、市場支配力を有する事業者が IP 化に対応したサービス競争に既存サービスの枠組みを活用することができないような規制について検討すべき。</u> 	ご指摘を踏まえ、2(4)「指定電気通信設備制度を踏まえた公正競争確保要件の在り方」を追加。
NTT 地域会社の活用業務の在り方	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTT の中期経営戦略では、次世代ネットワークを利用した新しいサービスを NTT 地域会社が活用業務として開始することが表明されている。 弊社としては、“<u>NTT グループの市場支配力の評価と公正競争確保の在り方</u>”の議論が十分になされないまま、現行のスキームにおいて従来通りに NTT 東西の業務領域の拡張が認められることについて、大変強い懸念をもっている。 	同上
NTT グループの在り方	CTC	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存網から IP 網への移行が想定される市場において、公正競争を確保するためには、既存網で市場支配力を有する「<u>NTT グループの在り方</u>」を含めた議論が必要不可欠。 	NTT グループの資本分離や構造分離に関する意見については、2(2)「指定電気通信設備制度の在り方」や2(4)②「NTT グループに係る公正競争要件の在り方」における議論の参考とする。
NTT グループの市場での市場支配力の評価と公正競争確保の在り方	イー・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTT の中期経営戦略では、次世代ネットワークの構築を NTT 東西と NTT ドコモとで行うことや上位レイヤー及び法人営業を NTT コミュニケーションに集約するなど、NTT グループの連携を強化する方向を明確に打ち出している。しかしながら、電気通信市場の市場規模が約 16 兆円（第 1 種・2 種あわせた平成 15 年度の数値、TCA テレコムデータブックより）である中、NTT の連結決算での収益は 11 兆円と、市場の中では圧倒的な存在感をもっている。 しかしながら、1996 年に NTT 再編成の結論が出てから既に 10 年近くが経過し、市場や技術は大きく変化をしており、<u>NTT の在り方と公正競争の確保について、議論することを強く希望。</u> 	同上
NTT グループの再再編計画について	KVH	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>いろいろな意味で NTT グループの存在は日本の競争ルールの在り方について避けて通れない課題。NTT グループの中期経営計画も公表されておりますことから、今後の同グループの再再編について、IP 化の進んだ時代における競争ルールの中で、どのような形態が望ましいのかについての検討を希望。</u> 	同上
NTT の在り方のまとめ	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今回発表された NTT グループ中期経営戦略は、NTT 再編成のみならず、NTT ドコモ分離以前まで逆行。 ■ NTT グループ中期経営戦略にある“統合、一元化、シームレス化”等は、ユーザ利便を標榜しているが、実態は、逆に競争を制限することにより、ユーザの利便性向上を阻害するもの。 ■ 50%超のシェアを有する支配的事業者の排他的な事業展開等については、公正競争の観点から厳正に対処すべき。 ■ 光・IP 時代における NTT の在り方については、電気通信の自由化の趣旨に立ち返り、市場における公正競争を有効に機能させるため、次のような本質的な検討が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ● 持株会社の廃止／東西地域会社及び NTT コミュニケーションズ、NTT ドコモ、NTT データの完全資本分離 ● NTT 東西のアクセス部門（加入者回線）の分離 ■ 以上を踏まえ、<u>NTT のグループ経営戦略については、NTT ドコモの分離や NTT 再編成等の趣旨を念頭においた厳格なモニタリングが必要。</u> <u>また、以上の抜本策が講ぜられるまでの間、当面の措置として、NTT グループ内の現状における人、物、金、情報の共有を遮断する厳正なファイアウォールを定め、公表すべき。</u> 	同上
競争ルールに関する	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP 化の進展に伴い、サービスのボーダレス化が進展すると考えられるため、国内市場に閉じた視点だ 	ご指摘を踏まえ、4(2)「その他、競争

国際的な整合性の確保		けではなく、国際的な競争ルールの整合性も考慮し、積極的な国際対話を行っていくべき。	政策との関連において検討すべき課題」の検討項目例として、「競争ルールの国際的整合性の確保の在り方」を追加。
IP化時代に対応したユニバーサルサービスの検討	CIAJ	<ul style="list-style-type: none"> IP化時代に対応したユニバーサルサービスの検討 ユニバーサルサービスの提供は、IP化の進展と共に従来の枠組みでは対応しきれない場合があると思われれます。そのため、以下のような観点から、IP化時代に相応しいユニバーサルサービスについても、今回の検討の枠組みの中で、同時に検討する必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルサービスとは何か、何をサービス対象とするか、誰が提供するのか、どのような地域で提供するのか、その他 	ご指摘を踏まえ、4(2)「その他、競争政策との関連において検討すべき課題」の検討項目例として、「消費者保護策の充実(基礎的な電気通信サービスのあまねく全国における提供の確保を目的とするユニバーサルサービス政策の在り方との関連を含む)」を追加。
ユニバーサルサービスのあり方の検討	富士通	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルサービスの対象を現在の固定電話に限定すると、固定電話設備の維持が必要となることから、IP網の普及が遅くなると考えられる。従ってIP化を促進するよう、ユニバーサルサービスのあり方について本検討の対象とすべきと考える。その際技術は問わず、緊急通報等の条件を確保した音声サービスが利用できる状態となることが望ましいと考える。またユニバーサルサービス基金制度が肥大することは望ましくなく、民間事業者が主体となるインフラ整備と、国・地方自治体が進めるインフラ整備を組み合わせ、全国的に必要なサービスが提供されるような制度設計が重要と考える。 	同上
デジタルデバイド対策に関する検討	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> ブロードバンド環境の整備の推進にあたって、今後、都市部と地方部における情報格差がさらに拡大することが予想されます。わが国として<u>全国で均衡の取れた通信環境の整備をいかに推進すべきかという問題</u>については、競争政策とも密接に関連する課題であり、幅広い議論が行われるべき。尚、この問題に関連して次世代におけるユニバーサルサービスの在り方についても検討する必要がある。 	同上
退出も想定した事業者間ルールのあり方について	NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> IP化の進展に伴い様々な事業者の参入・退出が想定されますが、設備保有事業者の投資コストの回収が確保され設備の拡大をベースとしたサービス市場の発展が前提となるため、政策課題として、例えば<u>退出も想定した事業者間ルールのあり方についても検討事項とすべき。</u> 	必要に応じて4(2)「その他、競争政策との関連において検討すべき課題」における議論の参考とする。
事業継続困難となった事業者への対応	NTTコム	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が民事再生法等の申請を行い、ユーザへのサービス提供を継続した場合、当該事業者と接続している事業者は、<u>債権の回収が不能となる可能性を認識しつつも、ユーザ保護の観点から、容易には接続停止できない。</u>ユーザ保護と接続事業者保護の観点から、行政の現状以上の積極的な関与を期待。 	同上
接続事業者において経営破綻などが発生した場合の接続義務の在り方に関する検討	ボーダフォン	<ul style="list-style-type: none"> 現在、事業者間の相互接続については、電気通信事業法において接続の義務化が定められている。一方で、これまでの規制緩和施策によって電気通信事業分野への参入が容易となったことから、様々なプレーヤーが電気通信事業分野に参入し、競争が激化している状況。こうした中、<u>市場における激しい競争の結果、経営破綻を起こすプレーヤーも今後、発生してくるものと考えられるが、接続を義務付けられている事業者においては、利用者保護といった問題もあり、容易に接続を停止することが難しい状況にある。</u>このような競争の激化による事態が、今後さらに増加することも考えられ、こうしたケースにおける接続義務の在り方について検討が必要である。 	同上
市町村合併への対応	NTTコム	<ul style="list-style-type: none"> 市町村合併に伴う単位料金区域の変更等の対応を自治体から要請された場合、現状、各事業者が当該変更に係るシステム変更等のコストを負担して実現しているが、当該費用をサービス料金にて回収する場合、<u>市町村合併によるメリットを享受しないユーザからもコスト回収することとなり、負担の公平性を欠く可能性があることから、市町村合併に伴う対応コストについては、要請のあった自治体に費用負担いただく等、適正な費用回収の検討が必要。</u> 	同上
競争進展度合いを評	KVH	<ul style="list-style-type: none"> 競争評価については、立場の違いによって評価の度合いが異なっており、定まった評価基準を策定す 	2(2)②「第一種指定電気通信設備の範

<p>価するメルクマールの選定について</p>	<p>ることが必要。なぜなら、この評価を基準にルール策定がされるから。例えば、以下のメルクマールを毎年評価され、その基準に基づき、すでに決定された評価ルールを一義的に適用すること等を検討希望。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 電気通信サービス毎の市場占有率。サービス占有度合いが一定値を超えるとそのサービスが基本的なものであるかどうかに関わらず、独占禁止の観点から規制対象とする。 • ブランド認知力。サービス毎の市場評価の認知度を考慮する。例えば、マーケットリサーチ方式により、特定のサービスにおける市場認知度が極端に高い場合は、1)の指標にポイントを上乘せする。 • 電気通信標準化及び技術発展への寄与度を評点化する。電気通信は今後も技術集約的なサービスであるので、企業規模に応じて、標準化活動及び技術発展寄与度への貢献度に応じて1)の指標からポイントを減じる。 	<p>困」の中で競争評価と指定電気通信設備制度との有機的連携の可能性について議論するに際し参考とする。</p>
-------------------------	---	---